



豊田市緑化地域制度マニュアル



平成 24 年 6 月
(平成 29 年 4 月改訂)
(平成 30 年 4 月改訂)

豊田市

はじめに

豊田市では水と緑につつまれたものづくり環境先進都市を目指し、本年10月より緑化地域制度を導入します。

本マニュアルは、豊田市の緑化地域制度に対する理解を深めて頂くために、制度の内容、申請手続き、緑化率等の算出方法など、運用上必要となる事項を記載したものです。

また、緑化計画を行う際の緑化手法や設置箇所に適した樹種等を紹介し、円滑な緑化申請が行えるように配慮しています。本マニュアルの活用により、緑あふれる都心の形成に向け、市民・事業者の方々及び公共団体が取り組む、緑化推進の一助となることを切に期待しております。

平成24年6月 豊田市

目 次

用語の意味と説明	1
1 緑化地域制度について	3
1-1 豊田市における緑の現状	3
1-2 豊田市の緑の取組み	4
1-3 緑化地域制度	5
2 申請手続き	8
2-1 申請手続きの流れ	8
2-2 緑化率等の判定フロー図	9
2-3 申請に必要となる書類	10
2-4 申請書類の留意点	11
2-5 緑化施設等の完了確認の立会いについて	12
2-6 申請時に必要となる添付図書	13
2-7 緑化地域制度の適用除外となる物件の場合	20
2-8 建築物の敷地が緑化率等の最低限度が異なる区域にまたがっている場合	21
2-9 市の施設の場合	21
2-10 緑化地域制度の適用を受けない建築物	21
2-11 各種申請書類の記入例	22
3 緑化率等の算出方法	31
4 計画手法	43
4-1 緑化手法と選定	43
4-2 緑化手法の提案	46
5 維持・管理手法	48
5-1 維持管理の目安	48
5-2 剪定・刈り込み	48
5-3 除草・清掃	50
5-4 病害虫対策	50
5-5 設備関係	51
6 緑化に適した植物例	54
7 資料編	62
7-1 みどりのまちづくり推進事業補助金	62
7-2 様式	63

用語の意味と説明

語句	説明	関連法令	関連ページ
緑化地域 りょっかちいき	都市計画区域内の用途地域が指定されている区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域として、都市計画において定められた地域。	都市緑地法第34条第1項	5
緑化施設 りょっかしせつ	植栽、花壇、その他の緑化のための施設及び敷地内に保全された樹木、ならびにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設。（当該建築物の空地、壁面、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）	都市緑地法第34条第2項	6
環境負荷 かんきょうふか 低減施設 ていげんしせつ	太陽光発電設備その他市長が環境への負荷の低減に資すると認めた施設及び設備。（緑化率の算定の基礎とされた緑化施設を除く。）	豊田市緑化推進条例第2条（5）	6
緑化施設等 りょっかしせつとう	豊田市独自に定めるもので、都市緑地法施行規則に記載された緑化施設のほかに、環境負荷低減施設の面積を加えたもの。 緑化施設等 = 緑化施設 + 環境負荷低減施設	豊田市緑化推進条例第8条第1項	6
緑化率 りょっかりつ	緑化施設の面積の敷地面積に対する割合。	都市緑地法第34条第2項	6
環境負荷 かんきょうふか 低減率 ていげんりつ	建築物の環境負荷低減施設の面積の敷地面積に対する割合。	豊田市緑化推進条例第2条（6）	6
緑化率等 りょっかりつとう	緑化率の数値に環境負荷低減率の数値を加えたもの。 緑化率等 = 緑化率 + 環境負荷低減率	豊田市緑化推進条例第5条第1項	6
建ぺい率の さいごうりゆの 最高限度 じょうこうげんど	各用途地域に定められた指定建ぺい率の他、角地や防火地域における耐火建築物など建築基準法による緩和を受けた場合は、緩和後の建ぺい率を最高限度とする。	建築基準法第53条第1項	7
樹木 じゅもく	地上部の一部が木質化している植物。樹冠の頂端（一部の突出した枝は含まない）から根鉢の上端までの垂直高を樹木の高さとし、その高さによって以下の4種類の名称に分類。 ・高木：樹木の高さが4.0m以上の樹木 ・中高木：樹木の高さが2.5m以上4.0m未満の樹木 ・中木：樹木の高さが1.0m以上2.5m未満の樹木 ・低木：樹木の高さが1.0m未満の樹木及びタケ類	豊田市緑化地域制度実施要綱第2条第2項（2）～（7）	32
樹冠の水平 じゅかんすいへい 投影面積 とうえいめんせき	樹木の枝により形づくられる外郭線（一部の突出した枝は含まない）に囲まれた部分を水平面に投影した面積。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（8）	32
植栽基盤 じょさいきばん	樹木、芝、その他の地被植物が生育するための土壤その他の資材で表面が被われている部分。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（10）	34
地被植物 じひしょくぶつ	芝などの草本やササ類、シダ植物など、地面を低く面的に覆う植物。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（9）	36
ポット苗 なえ	ポット内で栽培された苗芝をいう。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（16）	36

ストロン ^{なえ} 苗	芝の茎をほぐした苗をいう。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（17）	36
パーゴラ	住宅の軒先や庭に設ける、つる性の植物を絡ませる木材などで組んだ棚で、藤棚や緑廊等のこと。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（18）	37
植栽 ^{しょくさい} ^{とう} 等	緑化面積として計上することができる緑化施設から、土留、園路等及び緑化駐車場を除いたもの。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（19）	40
壁面 ^{へきめん} 緑化 ^{りょっか}	緑化施設を建築物の外壁、建築物の外壁に準ずるもの及び建築物に付帯する設備の壁面に整備すること。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（12）	41
建築物の 外壁 ^{がいへき}	建築物の室内と屋外を区別する壁のうち、屋外に面している壁の部分をいい、バルコニーやベランダの外壁面を含む。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（13）	41
緑化 ^{りょっか} 駐車場 ^{ちゅうしゃじょう}	駐車場としての用途を兼ねる緑地をいう。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（15）	44

1 緑化地域制度について

1-1 豊田市における緑の現状

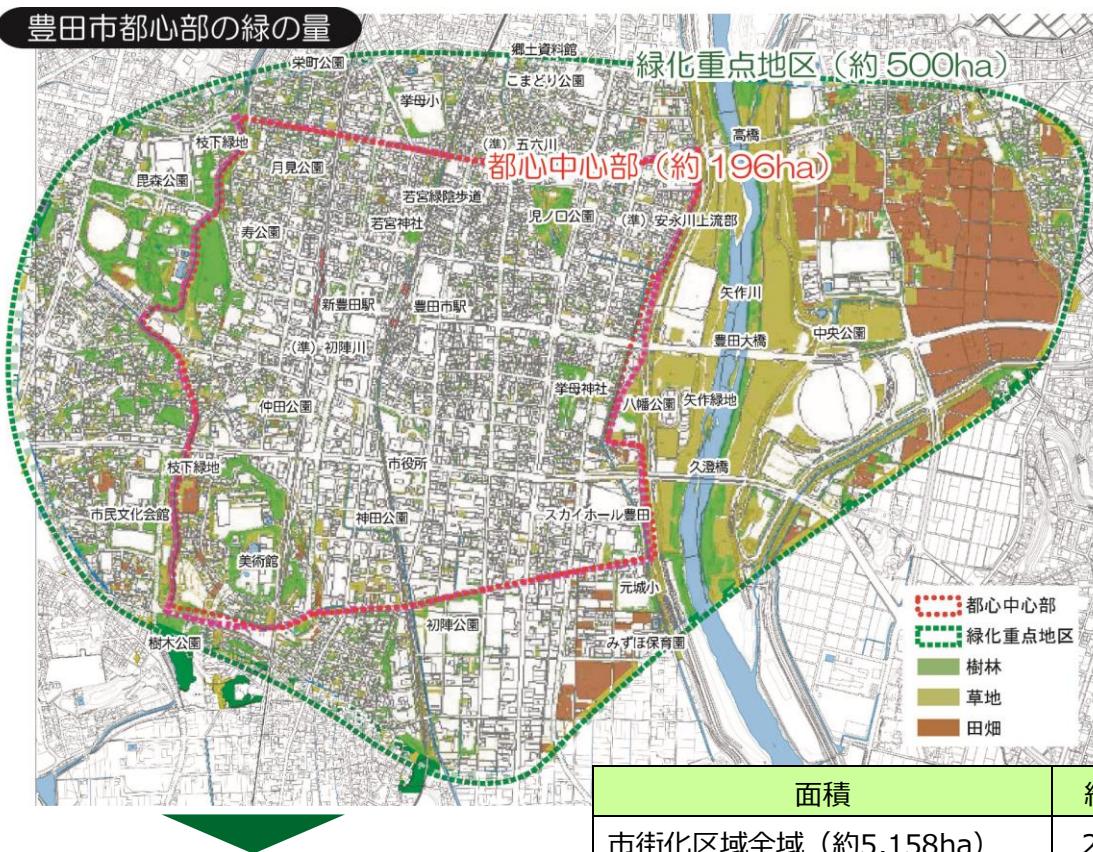
緑が少ない都心中心部

本市の都市計画区域内（約36,000ha）の森林面積は約15,000haで、区域の約4割を占めます。

また、都市計画区域内の森林を含めた緑地面積の合計は約24,000haを有し、緑地率としては約6.7%を示すことから、都市計画区域全体としては比較的良好な緑がある状態といえます。

一方、都心（緑化重点地区：約500ha）では、緑の量を示す緑被率が約3割確保されていますが、都市公園や矢作川等の特定の施設によるもので、都心一体に対する効果的な緑化がなされているとはいえないません。

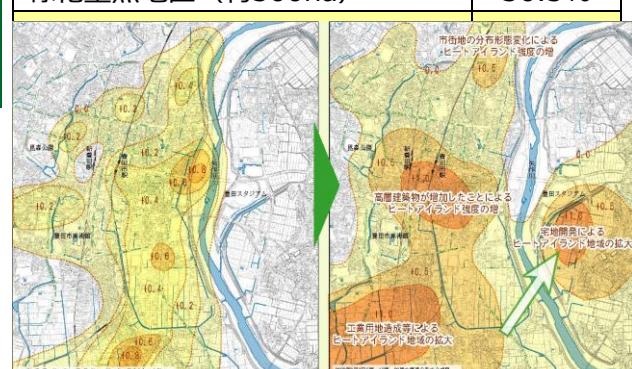
また、本市の顔となる都心中心部（約196ha）では、緑被率が約14.2%と周辺地域と比べて非常に少ない状況にあります。



このままでは、農地の宅地化の進展により都心の緑は一層減少し、ヒートアイランド現象の進行、生物多様性の低下、自然とのふれあい喪失など、都市環境の悪化が懸念されます。

暑くなる豊田市都心中心部

豊田市都心中心部では高層建築物が増加したことなどによってヒートアイランド強度が増し、その周辺部では宅地開発や工業用地造成等によってヒートアイランド地域が拡大しています。



1-2 豊田市の緑の取組み

豊田市では平成20年3月に「豊田市緑の基本計画」を策定し、行政による都市における緑地の保全と緑化の推進などの取り組みだけでなく、緑の施策の担い手として市民・NPO・企業などと共に働いて行う緑のまちづくり活動を推進していきます。また、都心中心部では都市化が進み、緑が少ないため、公共施設のみならず民有地でも積極的な緑化が必要としています。



緑地率

対象：都市計画区域

緑地とは、公園やグラウンド、公共施設の植栽地、ゴルフ場などの民間施設の緑地、その他風致地区、農振農用地、森林計画などの地域性緑地の総計です。年々減少する農振農用地や地域森林計画対象民有林に対して、都市計画決定などにより緑地を担保し、現状を維持します。

現況値 目標値（H29）

67.1%⇒維持

緑被面積

対象：都心中心部

緑被面積とは、航空写真により抽出した樹林地や草地で覆われた区域です。街路樹や民有地の緑化などにより緑を増やします。

目標値（H29）

+7,000m²

身近な公園・緑地の配置率

対象：市街化区域

配置率とは、歩いていける距離に公園などがある市域の割合です。配置計画を策定し、公園を都市計画決定して配置率を増やします。

現況値 目標値（H29）

59.6%⇒71%

出典：豊田市緑の基本計画（平成20年3月）

1-3 緑化地域制度

緑化地域制度とは

緑が不足している市街地において、効果的に緑を創出するため一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。

緑化地域指定の目的

緑化地域の指定により、居住する市民や来街者が「将来にわたり永続的に体感できる緑」を創出し、環境モデル都市にふさわしい、賑わいとうるおいが共存した緑あふれる都心の形成を目的としています。

緑化地域の施行日：平成 24 年 10 月 1 日

指定する地域 : 都心中心部（約 196 ha）

● 対象となる敷地面積

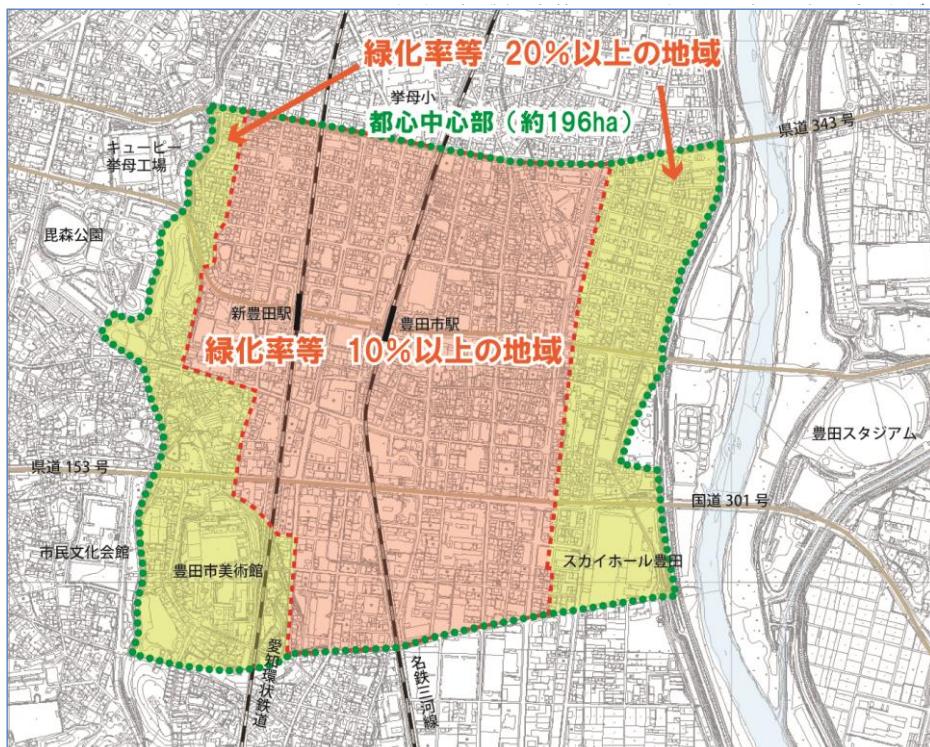
敷地面積 500 m² 以上

(約 150 坪以上)

● 対象となる行為

■ 建築物の新築又は増築をする場合

(ただし、増築後の建築物の床面積の合計が、平成 24 年 10 月 1 日時点の床面積の合計の 1.2 倍を超えないものを除く。)



義務化する緑化率等

建ぺい率	緑化率等の最低限度	内訳
60% の地域	20%	= 15% + 5%
80% の地域	10%	= 5% + 5%

[注意事項]
角地緩和など建築基準法による建ぺい率の緩和を受けている建築行為の際には、別途ご相談ください。

都市計画法 条例

緑化率等とは？

「緑化率等」 = ①緑化率 + ②環境負荷低減

①緑化率

都市緑地法施行規則第9条に基づき算出されます。

緑化面積として認められる緑化施設としては、植栽、花壇、芝その他地被植物、屋上緑化、壁面緑化等のほか既存の樹木等も含まれます。

※ 緑化率は都市緑地法第41条により「建築基準関係規定」とみなされます

②環境負荷低減率

太陽光発電設備やその他市長が環境負荷の低減に資すると認めた施設・設備（環境負荷低減施設）の合計を敷地面積で割った数値とします。

豊田市緑化推進条例では、「環境負荷低減率」を最大で5%、緑化率等に含むことができます。

緑化率の算出方法

$$\frac{\text{緑化面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\% \geq \text{緑化率の最低限度}$$

環境負荷低減率の算出方法

$$\frac{\text{環境負荷低減施設}}{\text{敷地面積}} \times 100\% \leq 5\%$$

『緑化施設等』とは？ 『緑化施設等』 = 緑化施設 + 環境負荷低減施設

緑化地域制度の申請の手続き



①緑化地域の指定区域内外を「とよたiマップ」で確認

※緑化地域区域の境界に接している場合は都市計画課にご確認ください。

②建築確認申請の前に最低緑化率等（建ぺい率の緩和措置等を含む）を「緑化率等適合証明申請時の確認事項及びチェックリスト」をもとにご自身で確認

③必要な緑化率等を満足する緑化計画を作成し、「公園緑地課」に「緑化率等適合証明申請書」を提出

④緑化工事の完了後に、「緑化施設等工事完了届」を「公園緑地課」に提出

⑤完了検査合格後、「緑化施設等の永続的な維持管理」

●申請の注意点

「建築確認申請」の前に必要となる手続き ③「緑化率等適合証明申請書」の提出 ⇒ 審査

「建築完了検査」の前に必要となる手続き ④「緑化施設等工事完了届」の提出 ⇒ 審査

緑化率等の最低限度 一覧表

用途地域 (建ぺい率)	防火地域内の 耐火建築物	角地緩和	建ぺい率 の 最高限度 (%)	都市緑地法 による 緑化率の 最低限度	条例による 緑化率・ 環境負荷低減率 の最低限度	緑化率等 合計 (%)	該当条文 第5条	
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 (60%)	—	—	60	15	5	20	1項1号	
	○ ※2	—	70 (+10)	5	5	10	2項2号	
	—	○ ※3	70 (+10)	5	5	10	2項2号	
	○ ※2	○ ※3	80 (+20)	5	5	10	2項2号	
商業地域 近隣商業地域 (80%)	—	—	80	5	5	10	1項2号	
	○ ※1	—	指定なし	適用なし	5	5	2項3号	
	—	○ ※3	90 (+10)	0	5	5	2項3号	
	○ ※1	○ ※3	指定なし	適用なし	5	5	2項3号	
商業地域 (80%)	【地域地区】 高度利用地区 (50%)	—	—	50	15	5	20	2項1号
		○ ※2	—	60 (+10)	15	5	20	2項1号
		—	○ ※3	60 (+10)	15	5	20	2項1号
		○ ※2	○ ※3	70 (+20)	5	5	10	2項2号
	【地域地区】 高度利用地区 (70%)	—	—	70	5	5	10	2項2号
		○ ※2	—	80 (+10)	5	5	10	2項2号
		—	○ ※3	80 (+10)	5	5	10	2項2号
		○ ※2	○ ※3	90 (+20)	0	5	5	2項3号
	【地域地区】 高度利用地区 (80%)	—	—	80	5	5	10	2項2号
		○ ※1	—	指定なし	適用なし	5	5	2項3号
		—	○ ※3	90 (+10)	0	5	5	2項3号
		○ ※1	○ ※3	指定なし	適用なし	5	5	2項3号

【建築基準法による建ぺい率の緩和措置】

- ※1 建築基準法第53条第5項1号：建ぺい率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ防火地域内にある耐火建築物は、適用されません。
- ※2 建築基準法第53条第3項1号：建ぺい率の限度が10分の8とされている地域外で、かつ防火地域内にある耐火建築物は、建ぺい率が10%緩和されます。
- ※3 建築基準法第53条第3項2号：街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものは、建ぺい率が10%緩和されます。

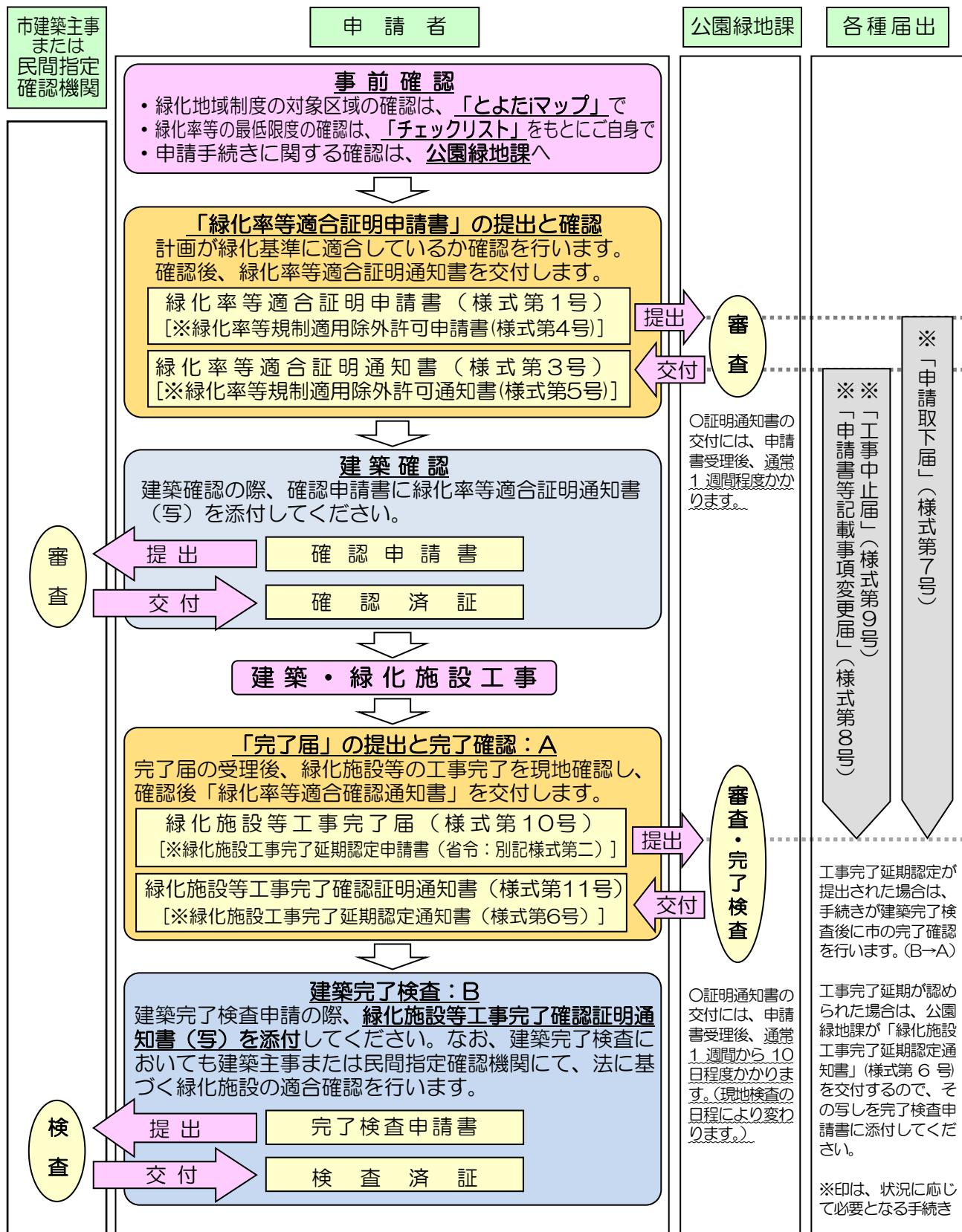
【補足事項】

- 1 建築基準法第53条第3項1号^{※2}かつ第2号^{※3}に該当する場合は、用途地域の建ぺい率に20%を加えた数値を建ぺい率の最高限度とします。
- 2 緑化推進条例第6条の「市の施設」に該当する建築物は、上表の緑化率等の合計に一律5%の緑化率を加えるものとします。

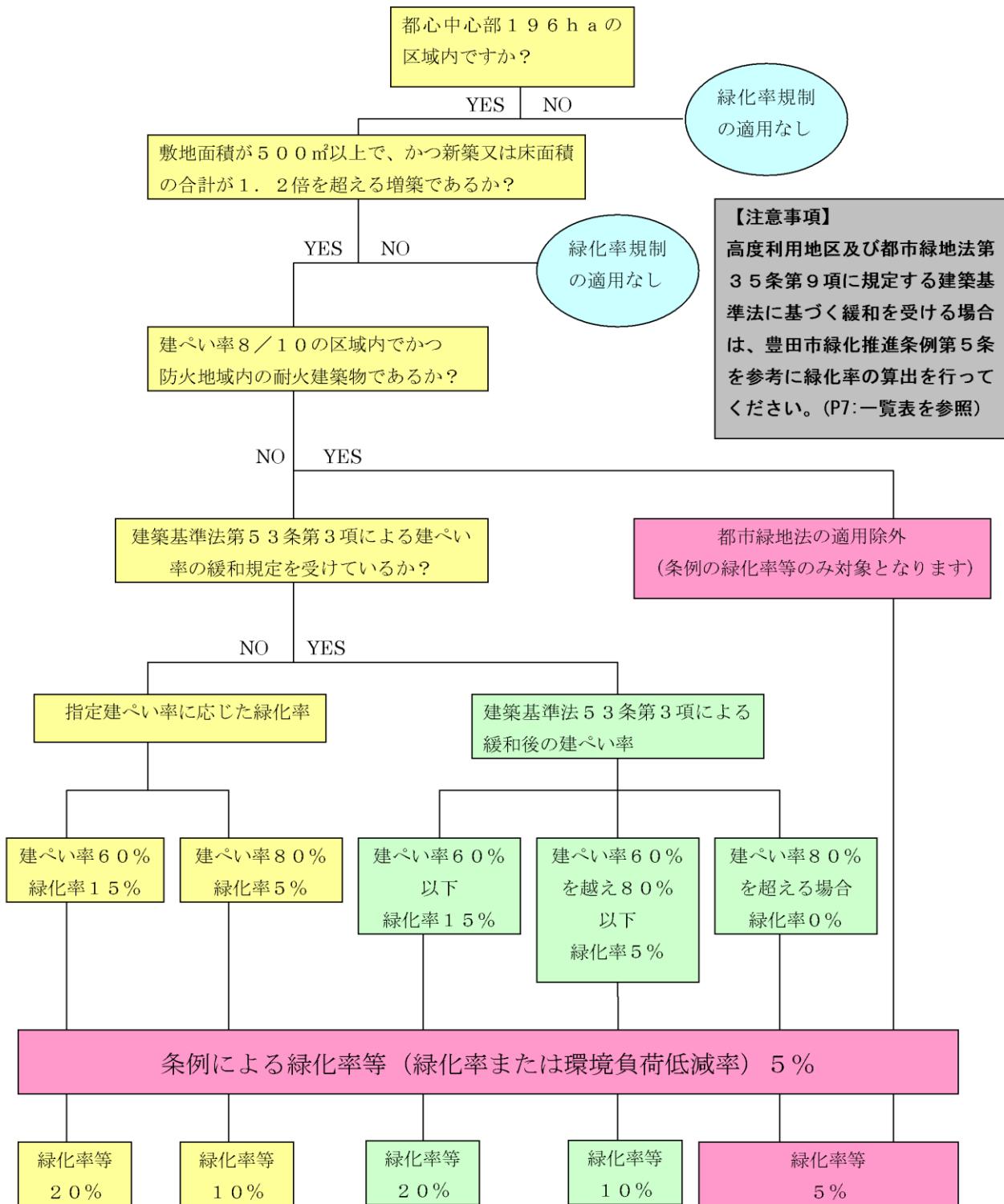
2 申請手続き

2-1 申請手続きの流れ

豊田市緑化地域制度に関する申請を行う際は、以下のフロー図を参考にしてください。



2-2 緑化率等の判定フロー図



2-3 申請に必要となる書類（規則第4条、同第5条、同第6条、同第10条）

手続きの種類		緑化率等適合証明申請	緑化率等の規制適用除外許可	緑化施設の工事完了延期の認定	申請の取り下げ	申請書等記載事項の変更	工事の中止	緑化施設等の工事の完了
申請時に必要となる書類及び添付図書 [必要部数]								
必要となる書類	緑化率等適合証明申請書（様式第1号） [2部]	○						
	緑化施設等概要書（様式第2号） [2部]	○					○	
	緑化率等規制適用除外許可申請書（様式第4号） [2部]		○					
	緑化施設工事完了延期認定申請書（省令別記様式第二） [3部]※1			○				
	申請取下届（様式第7号） [2部]				○			
	申請書等記載事項変更届（様式第8号） [2部]					○		
	工事中止届（様式第9号） [2部]						○	
	緑化施設等工事完了届（様式第10号） [3部]※1						○	
添付が必要な図書	①付近見取図	○	○	○				
	②配置図	○	○	○	△		○	
	③求積図及び求積表（完了届は、実測による求積図及び求積表）	○	○		△		○	
	④写真及び撮影位置図			○				○
	⑤断面図（屋上緑化、壁面緑化といった緑化補助資材を使用した緑化施設等を整備する場合）	○	○		△		○	
	⑥立面図（壁面緑化といった緑化補助資材を使用した緑化施設等を整備する場合）	○	○		△		○	
	⑦個別詳細図（緑化資材を使用して緑化施設等を整備する場合）	○	○		△		○	
	⑧緑化施設等チェックシート							○
	⑨工場立地法第6条第1項に規定する届出書の受理通知書（写）又は期間短縮承認書（写）※3			○				
交付書類	緑化率等適合証明申請時の確認事項及びチェックリスト [1部]	○						
	緑化率等適合証明通知書（様式第3号）	□						
	緑化率等規制適用除外許可通知書（様式第5号）		□					
	緑化施設工事完了延期認定通知書（様式第6号）			□				
	緑化施設等工事完了確認証明通知書（様式第11号）							□

○：必要な書類 △：変更内容によって必要な書類 □：交付される書類

※1 [各3部]とあるのは、公園緑地課申請用2部、建築完了検査申請添付用1部となります。

※2 添付が必要な図書の部数は、必要となる書類の部数と同数です。

※3 工場立地法第6条第1項に該当することを適用除外の理由とする場合に添付してください。

※4 各種様式については、豊田市緑化地域制度（豊田市ホームページ ⇒ 組織から探す ⇒ 都市整備部 公園緑地課）をご参照ください。

2-4 申請書類の留意点

(1) 緑化施設の変更及び緑化施設完成時の留意事項

ア 大きな内容変更の場合

緑化施設工事の完了前に、大きな内容変更（屋上緑化や壁面緑化等、新たに緑化資材を使用する場合や当初の緑化計画が大きく変わった場合）が生じた場合は、「申請書等記載事項変更届（様式第8号）」が必要となります。

なお、添付図書は、変更箇所を朱書きするなど、変更内容が明確に分かるように作成してください。

イ 軽微な変更の場合

軽微な変更（緑化施設の軽易な配置変更、樹種変更、緑化率等の最低限度以上を満足する緑化面積の増減等）の場合は、「緑化施設等工事完了届（様式第10号）」の提出とともに軽微な変更（朱書き）の内容を示した竣工図（配置図、求積図、面積計算書）を提出してください。

(2) 写真管理

ア 敷地全体の緑化施設の施工状況を緑化施設ごとに撮影し、写真に番号を付し、撮影位置図は、配置図等を用いて撮影した位置に写真番号と撮影方向を記入してください。

イ 面積の算出根拠となる完了時の樹高、樹冠、樹木の本数、植栽基盤の面積等が、原則として写真で確認できるよう樹木にテープやスタッフを当てるなど工夫して撮影してください。ただし、数量が多くすべての緑化施設等を撮影することが困難な場合は、最低でも樹木、芝、その他地被植物においては、同一樹種かつ同一高さ区分で1枚上、その他については数か所に1か所の撮影頻度で撮影してください。工事ごとで状況が異なりますので、撮影頻度については、公園緑地課にご相談ください。

ウ 芝生・地被植物等の植栽基盤、壁面緑化は、緑化した面積が確認できるように写真管理を行って下さい。特にストロン苗を使用する場合は、完了確認時の密度確認が困難となるため、必ず施工中に密度管理を行った写真や出来形調書等を作成し、完了時に提出してください。

エ 種子吹付や播種を行う場合は、種子量が確認できる写真管理や施工状況が分かる写真を撮影してください。

オ 駐車場緑化は、緑化保護資材の設置状況が分かる写真を撮影してください。

カ 完了検査時に現地で確認が難しい屋上緑化、壁面緑化、太陽光パネル等は、写真で寸法等が確認できるようテープ等を当てて撮影してください。

キ 花壇等で植え付け適期でない等の理由から完了時に花苗や野菜苗を植栽できない場合は、草花や野菜が生育するための土壤であることが分かるように客土補充等の状況や土壤厚さを撮影してください。

(3) 緑化施設等の完了に伴う事前確認について（お願い）

- ア 緑化施設等の工事完了後、「緑化施設等工事完了届（様式第10号）」を提出する際の添付図書として、「緑化施設等チェックシート」（18ページ参照）の提出が必要となります。
- イ 緑化施設等チェックシートは、緑化施設が適合であるかを申請者の方が事前に確認するものですが、公園緑地課が行う現地の完了確認と概ね同じ項目で構成されていることから、市と申請者が完了確認の内容において、双方の共通認識を図り、完了時の円滑な事務を行うことを目的としています。なお、チェックシートの確認内容で不明な点や質問等がありましたら、公園緑地課までお問合せください。

(4) 申請書等に記載する数値（実施要綱第16条）

事項	単位	記載桁数	端数処理
緑化率の最低限度	%	小数点以下第1位まで	切り上げ
環境負荷低減率の最低限度	%	小数点以下第1位まで	切り上げ
緑化施設の面積	m ²	小数点以下第1位まで	切り捨て
緑化率	%	小数点以下第1位まで	切り捨て
環境負荷低減施設の面積	m ²	小数点以下第1位まで	切り捨て
環境負荷低減率	%	小数点以下第1位まで	切り捨て
敷地面積	m ²	小数点以下第2位まで	切り捨て
増築割合	%	小数点以下第1位まで	切り捨て
園路、土留等の面積の割合	%	小数点以下第1位まで	切り捨て

※ ただし、緑化率等が異なる区域に敷地がまたがる場合の緑化率等の最低限度の数値は、小数点以下第2位を切り捨てるものとします。

2-5 緑化施設等の完了確認の立会いについて

- ア 市公園緑地課が実施する緑化施設等の完了確認の際に、建築物もしくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、緑化施設等、帳簿書類その他の物件を検査します。
- イ 現地での完了確認の際に、公園緑地課が必要に応じて緑化施設等に関するヒアリングを実施しますので、申請者・施工業者など緑化施設の設置及びその後の維持管理について、回答できる方の立会い（同席）をお願いします。
- なお、現地での完了確認を実施する日程については、公園緑地課より申請者に対し、事前連絡により決定します。
- ウ 立ち入り検査をする職員は、その身分を示す「身分証明書（様式第12号）」を携帯します。

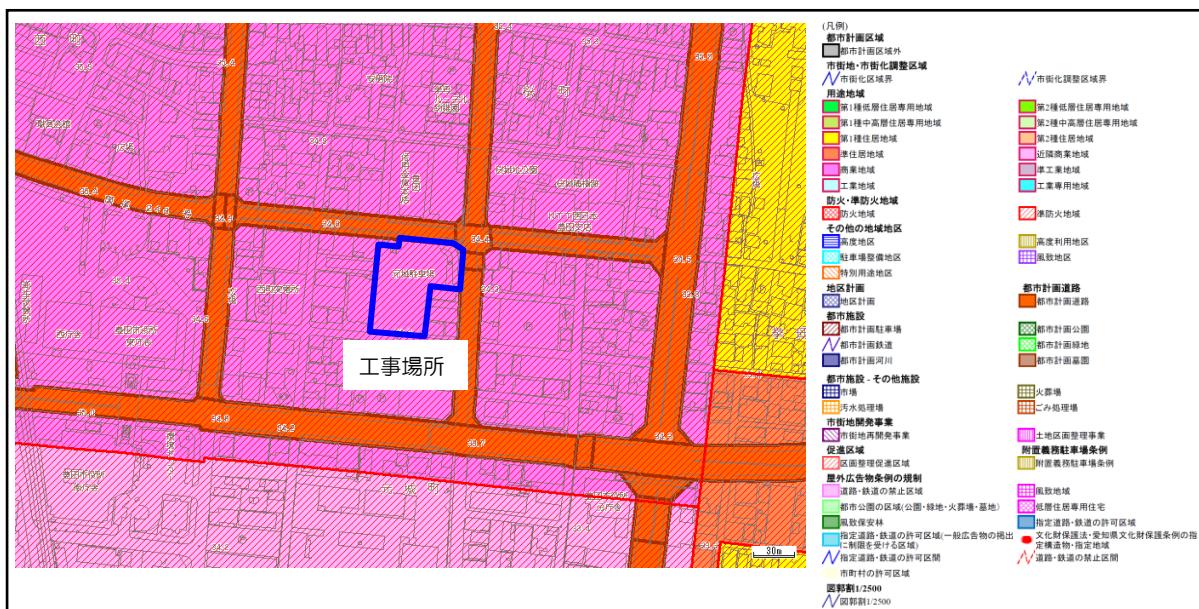
2-6 申請時に必要となる添付図書

①付近見取図

付近見取図として、**工事場所、方位、道路、用途地域及び目標となる地物**を示した図面が必要です。

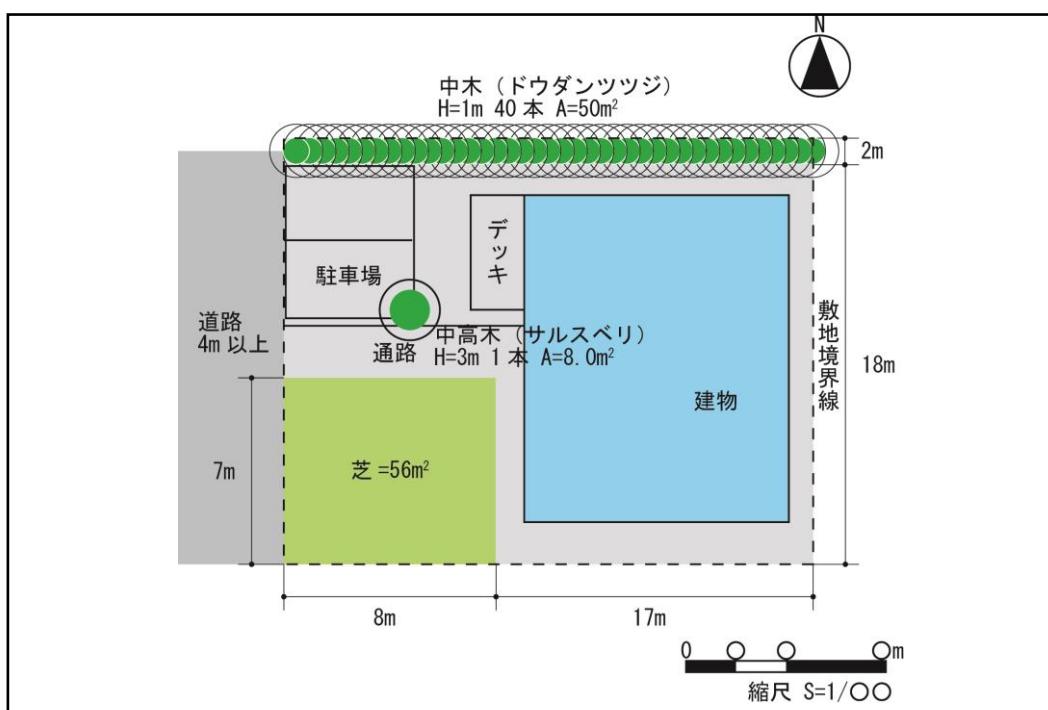
豊田市のホームページでは、「とよたiマップ地図情報サービス」の「都市計画マップ」にて用途地域図等の情報を提供していますので、ご利用ください。

※ 防火地域内の耐火建築物で建ぺい率の緩和を受ける場合は、防火地域であることを明示してください。



②配置図

配置図として、縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに緑化施設及び環境負荷低減施設の配置、種別及び面積を明示した図面が必要となります。

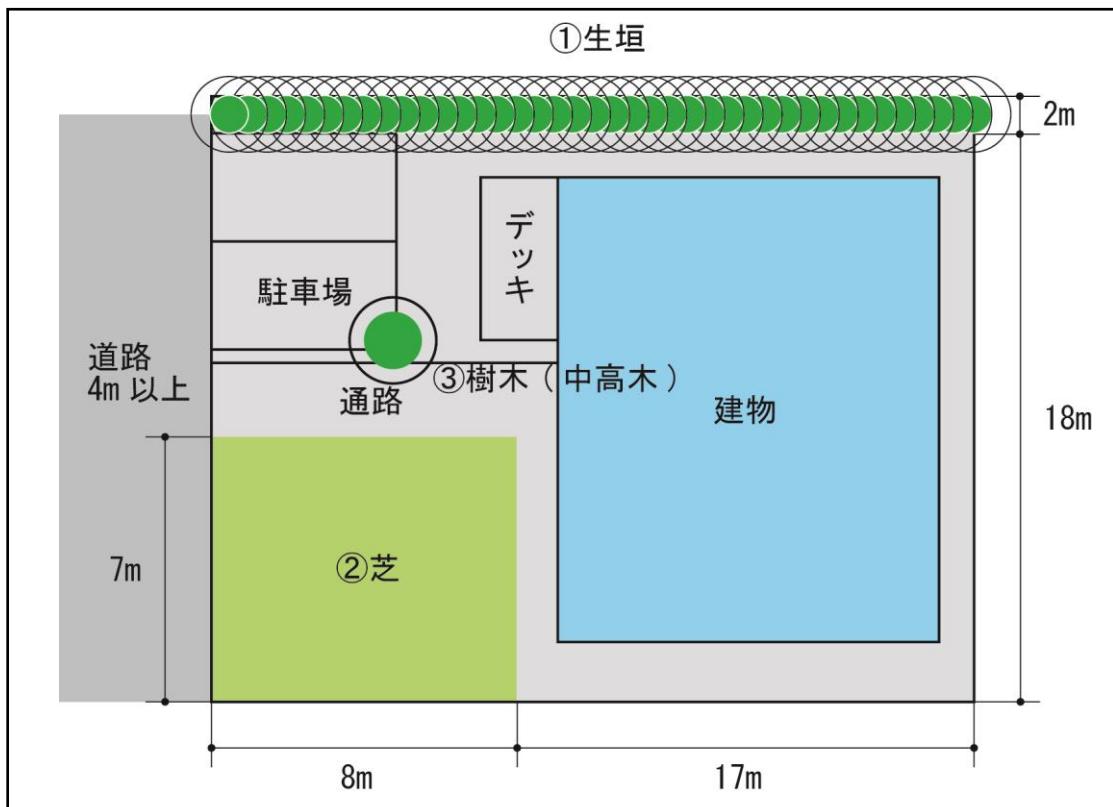


③求積図及び求積表

緑化施設等概要書の緑化施設等面積が確認できるよう、計算式を含めて記入してください。計算方法に指定はありませんが、できれば面積のチェックがしやすい縦横、三斜、ヘロンをお願いします。CAD計測の場合は、CAD計測により算出した旨を明記してください。

当初の緑化率等適合証明申請書の記載事項において、軽微な変更があった場合は、変更箇所の緑化施設を朱書きし、工事完了時に提出して下さい。

求積図



- ※ 1 緑化面積が正しく計算されているかの確認及び完了時に現地が図面どおり施工されているかの確認のため、算出根拠となる植栽基盤の寸法、樹高等を記入してください。CAD計測の場合も植栽基盤の寸法を記入してください。
- ※ 2 緑化面積は、水平投影面積となりますので、緑化面積の算出根拠となる植栽基盤の寸法等は、水平距離を記入してください。
- ※ 3 S1_①及びS1_②の方法を選択した場合、樹冠の重複及び敷地外に出る部分の有無が確認できるよう樹冠を記入してください。
- ※ 4 芝、その他地被植物は、植栽密度を記入してください。
- ※ 5 配置図と求積図は、分かりにくくならなければ1枚にまとめて作成しても構いません。

求積表

必要緑化面積 緑化面積合計 (①～③)	500.00m ² ×20% 100.0m ² 114.0m ²	
①生垣 中木40本 (樹高1m、半径0.5m)	植栽基盤の水平投影面積 (S1 _③) $S_a = 2m \times 25m = 50.00m^2$ $S_b = 4m^2 \times 40\text{本} = 160.00m^2$ $S_a < S_b$ より 50.00 m ² 小数点第2位を切り捨てて緑化施設等概要書に記入	50.0m ²
②芝	芝部分 S2 = 7m × 8m = 56.00m ² 小数点第2位を切り捨てて緑化施設等概要書に記入	56.0m ²
③樹木（中高木） 中高木1本 (樹高3m、半径1.2m)	みなし樹冠面積 (S1 _②) $S1_{②} = 8m^2 \times 1\text{本} = 8.00m^2$ 小数点第2位を切り捨てて緑化施設等概要書に記入	8.0m ²

※ 1 緑化面積は、水平投影面積であるため、水平距離で計算してください。

※ 2 S1_①及びS1_②の方法を選択した場合、樹冠が重なる部分の重複計上及び敷地外に出る部分の計上はできません。

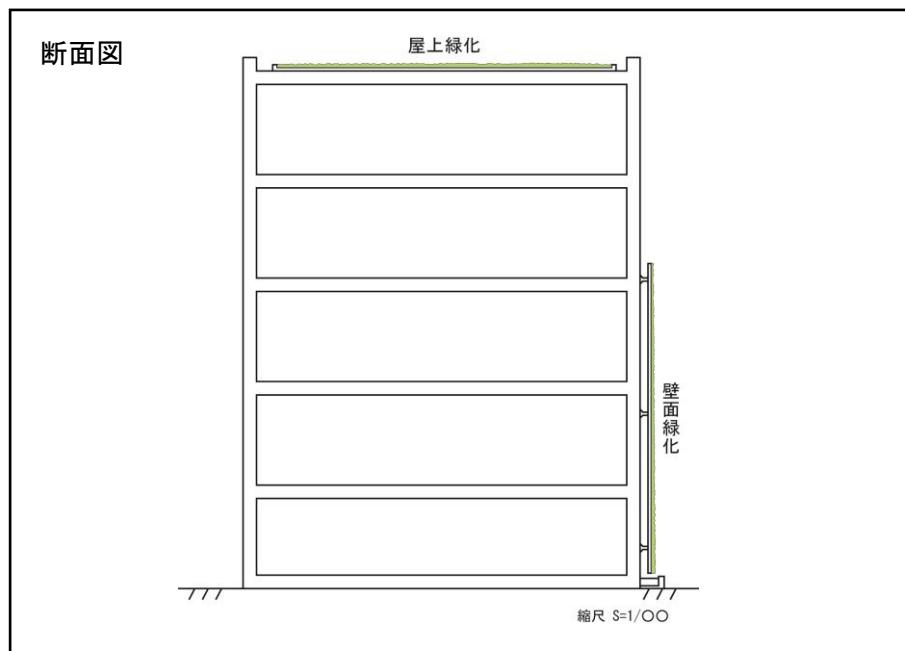
※ 3 S1_③の方法を選択した場合、植栽基盤の中に構造物があるときは、原則としてその面積を控除しなければなりません。また、同じ植栽基盤の中にある樹木は、すべてS1_③で計算する必要があります。

④写真及び撮影位置図

敷地全体の緑化施設の配置がわかるように写真を撮影し、撮影位置及び撮影方向が明記された図面を添付してください。（2-4 申請書類の留意点（2）写真管理（11ページ）をご参照ください。）

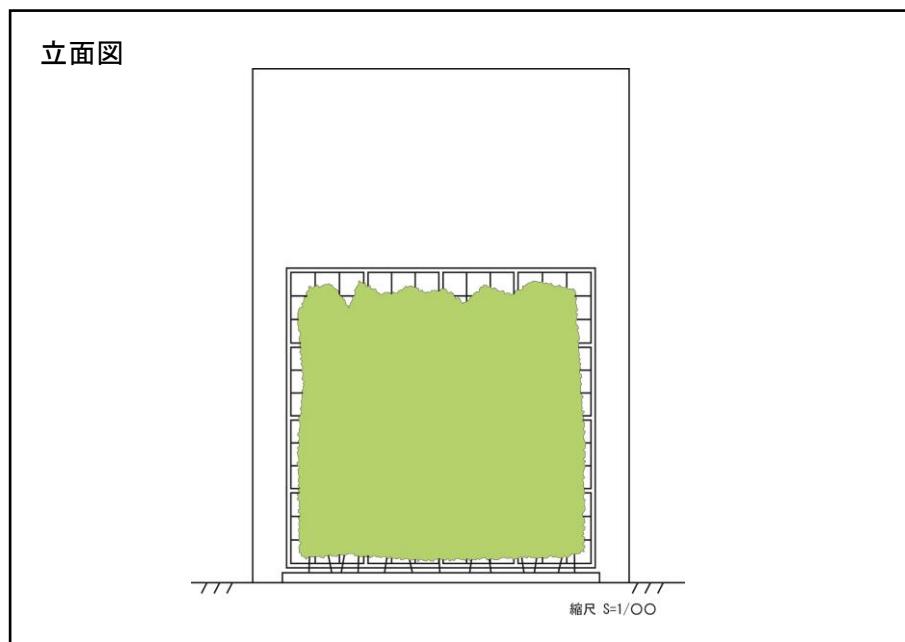
⑤断面図

屋上緑化、壁面緑化といった緑化補助資材を使用した緑化施設等を整備する場合、縮尺と整備する緑化施設等の位置がわかる図面が必要になります。



⑥立面図

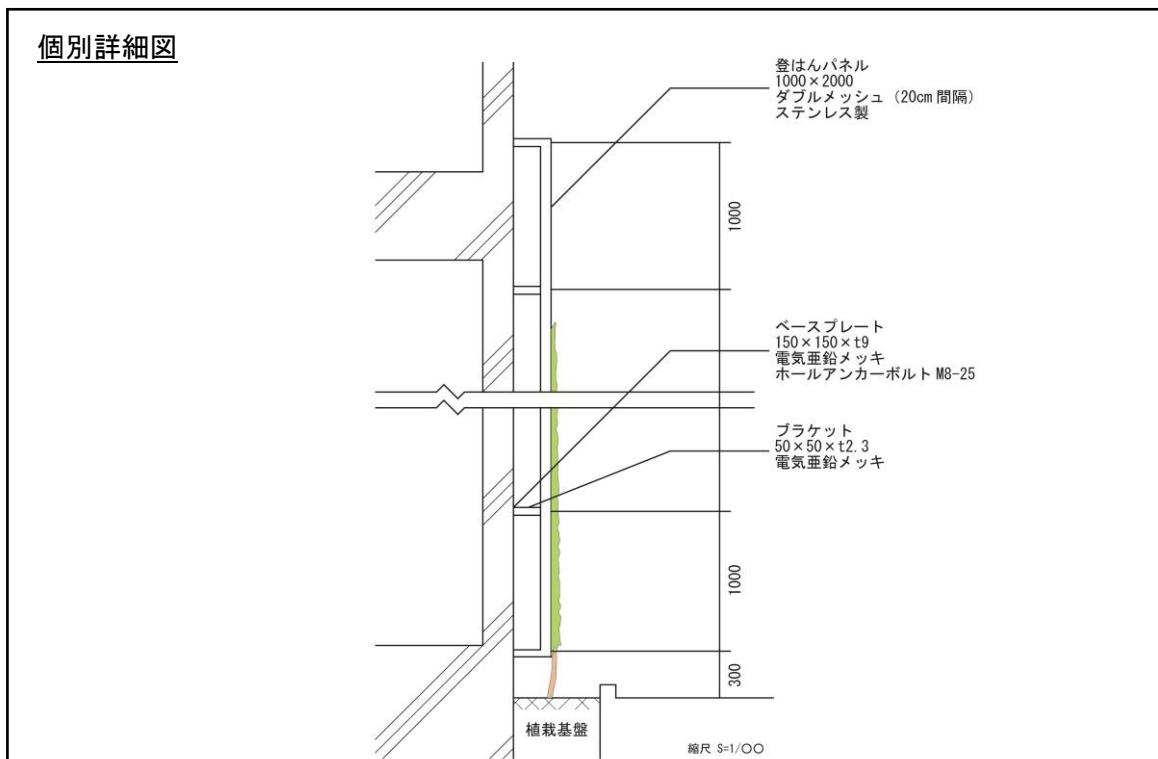
壁面緑化といった緑化補助資材を使用した緑化施設等を整備する場合、縮尺と整備する緑化施設等の位置が分かる図面が必要になります。



⑦個別詳細図

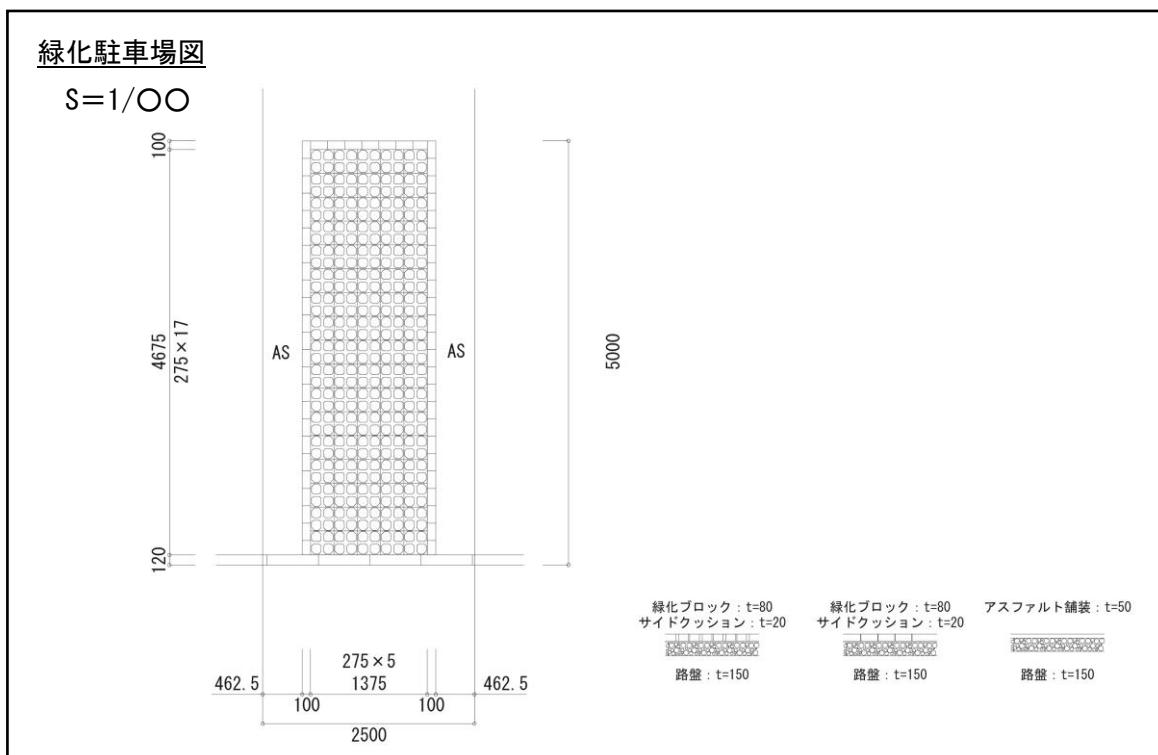
緑化資材を使用して緑化施設等を整備する場合は、緑化補助資材の仕様が明記された図面が必要となります。

壁面緑化の場合の例



緑化駐車場の場合の例

個別詳細図の他に、使用する緑化保護資材の緑化率が明記されたカタログのコピー等を添付してください。



⑧緑化施設等チェックシート

緑化施設等の工事完了後、下記チェックシートの内容に基づき、設置した緑化施設等が実施要綱の基準に適合しているか事前確認し、「緑化施設等工事完了届（様式第10号）」とともに提出してください。

記入例		緑化施設等の確認をした日	完了検査		
			平成〇〇年〇〇月〇〇日		
【緑化施設等チェックシート】					
豊田市都市整備部緑の推進課 宛					
確認をした人					
平成〇〇年〇〇月〇〇日					
緑化施設及び環境負荷低減施設について以下のとおり報告します。					
チェック者 氏名 住所 連絡先		○○設計事務所 ○○ ○○ 豊田市〇〇町〇丁目〇番地 ○〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			
申請者 住所 氏名		豊田市△△町△丁目△番地 △△ △△			
行為場所 地名地番		豊田市□□町□丁目□番地			
•該当する項目にレ印をつける •必要事項を記入する					
緑化施設の変更（申請書等記載事項変更届）及び完了延期認定の申請について					
変更届 <input checked="" type="checkbox"/> 提出なし <input type="checkbox"/> 提出済（様式8） <input checked="" type="checkbox"/> 軽微な変更あり					
延期認定 <input checked="" type="checkbox"/> 申請なし <input type="checkbox"/> 認定済 認定日（平成 年 月 日） 理由					
確認事項		内 該当する項目にレ印をつける			
大	確認項目	適合 該当無し			
		※1	※2	※3	
1	緑化施設全体	(1) 図書に示されている箇所の他に緑化施設等の重複がないか。 (2) 緑化施設が敷地内に設置されているか。 (3) 緑化施設等が枯死していないか、または正常な機能を保っているか。 (4) 緑化施設等が屋外に設置されているか。 (5) 適切な維持管理ができる緑化施設等となっているか。 (6) 屋上、壁面緑化の場合、耐荷重等を考慮した緑化施設であるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	樹木（樹冠）	(1) 樹冠の範囲が図面に示された範囲以上となっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	樹木（みなし樹冠）	(2) 樹高に応じた正しいみなし樹冠（半径が高木は2.1m、中高木は1.6m、中木は1.1m）で面積算定されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 他の緑化施設との重複及び敷地外へのみ出しを計上していないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	樹木（植栽帯）	(4) 必要な高さの樹木が図書の本数どおり植栽されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5) 樹木の生育に必要な土壌が確保されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	芝、その他の地被植物	(1) 表面が、芝等の植物で被われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) （芝の場合）7分張以上の張芝を行っているか。行っていない場合は目地を除いた緑化面積となっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 苗芝がボット苗の場合は、4個/m ² 以上で植栽されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(4) 苗芝がガストロン苗の場合は、150/m ² 以上の密度で植栽されているか。植栽密度を確認できる資料（写真等）は、添付されているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5) （地被植物の場合）36株/m ² 以上で植栽されているか。（ただし、ヒペリカム類は16株/m ² 以上、タマリュウおよびそれに類する地被植物は64株/m ² 以上）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(6) （つる性植物の場合）つる性植物などが緑化資材を平均して間隔が30cm以下のパーゴラで被っているか。一年草が植栽されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(7) 緑化補助資材を使用している場合、提出された書類どおりの緑化率となっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	花壇等	(1) 草花等が図書のとおり植栽されているか。（やむを得ず植栽が困難な場合は、6ヶ月以上の植栽の予定があるか。）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 植物の生育に必要な土壌が確保されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) ブランターやコンテナ等の場合は、容量が概ね50ℓを超えて、アンカーボルトやモルタル、接着剤等で建築物等の躯体にしっかりと固定されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

確認事項			内 容	該当する項目にレ印をつける		
大	確認項目	小		適合	該当無し	
				※1	※2	※3
5	池・水流等	(1)	池もしくは水流に面している一体の植栽等が、池もしくは水流の面積以上であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(2)	池もしくは水流の底の表面が、土もしくは石（切石も可）で被われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(3)	（池の場合）外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(4)	（水流の場合）両側に植栽が面しており、水流と水流に面している植栽等との横断面のうち、植栽等の横断延長が水流の横断延長を超えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
6	土留・園路等	(1)	土留・園路等の緑化面積の合計が、全緑化面積の1/4を超えていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2)	（土留の場合）土留の片側が植栽等に面しているか、建築の躯体として利用していないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3)	（園路の場合）園路の両側が植栽等に面しているか、園路に面した植栽等の面積が園路の面積以上であるか、園路と園路に面した植栽等の横断面のうち、植栽等の横断延長が園路の横断延長を超えているか、日常的な車両通行がないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(4)	（広場の場合）広場の外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面しているか、広場に面した植栽等の面積が広場の面積以上であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(5)	（ベンチ等の場合）園路、広場の中に設置されているか、施設のうち、緑地の利用や維持管理に関する施設であるか、1施設の面積が1m ² 未満であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
7	壁面緑化	(1)	（つる性植物による緑化の場合）水平方向に3株/m以上の植物が植栽され、誘引施設が設置されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(2)	誘引施設の間隔は30cm以下となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(3)	（自立式壁面を設置して緑化する場合）自立式壁面の外側から建築物の外壁までの距離は、50cm以内となっているか、建物の外側に緑化されているか。水平方向に3株/m以上の植物が植栽されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
8	環境負荷低減施設	(1)	（太陽光発電等の場合）自然エネルギーの収集有効面積またはパネル面積を面積計上しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※1：現地確認を行い、適合していることが確認された場合は、□内にレ点を記載ください。

※2：現地確認が出来なかった場合は、□内にレ点を記載し、下記の表に別に確認した方法を記入してください。

※3：該当する項目がない場合は、□内にレ点を記載してください。

【現地確認が困難な事項】

確認項目		確 認 方 法
大	小	
例	3 (4)	ストロン苗の密度は、施工状況写真により150g/m ² であることを確認した。
	1 (6)	設計図書にて屋上緑化の荷重に耐えられることを確認した。(1,800kg/m ² 確保)

※2にレ印をした（現地で確認ができなかった）場合に確認した方法を記入

2-7 緑化地域制度の適用除外となる物件の場合

(都市緑地法第35条第3項、条例第5条第4項、実施要綱第12条第2項)

(1) 適用除外となる物件（工場立地法の対象となる物件を除く）

次のアからウに該当する建築物で緑化率等の最低限度を満たせない場合は、「緑化率等規制適用除外許可申請書（様式第4号）」を提出してください。市長がやむを得ないと認めたものに限り、一定の条件を付して許可をします。

なお、適用除外については、事例ごとに許可条件を判断しますので、必ず事前に公園緑地課にご相談ください。

ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物、都市公園法に規定する公園施設及び占用の許可を受けた建築物

イ 下表に掲げる建築物

敷地全体から除外物件の水平投影面積を控除した残りの敷地面積に対して、緑化率等の最低限度を満たさなければなりません。

建築用途	除外物件（法令で離隔エリアが含まれているものはその面積を含む）
学校等	グラウンド、砂場
	屋外プール
工場等	軌道敷
	煙突、パイプライン、廃棄物処理施設、クレーン、変電施設などの固定施設
	高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など
	ガス事業法に規定するガス工作物など
	消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など
交通関連施設	鉄道事業法に規定する軌道など
	軌道法に規定する軌道など
	道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路付属物など

ウ 敷地の全部又は一部が地山状態の高低差5m以上かつ勾配30°以上で工事により手を加えない崖地である建築物

敷地全体から除外する崖地の水平投影面積を控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率等の最低限度を満たさなければなりません。

ただし、崖地について工事により地形を変えたり擁壁を設置したりする場合や崖地にある既設の緑化施設等の面積を計上する場合は、適用除外とすることはできません。

※ 緑化率等規制適用除外許可通知書の許可条件が「なし」の場合は、建築確認申請後の手続きは不要となり、「緑化施設等工事完了届（様式第10号）」は省略することができます。その場合は、建築確認申請書に「緑化率等規制適用除外許可通知書（様式第5号）（写）」を添付してください。

(2) 工場立地法の対象となる物件

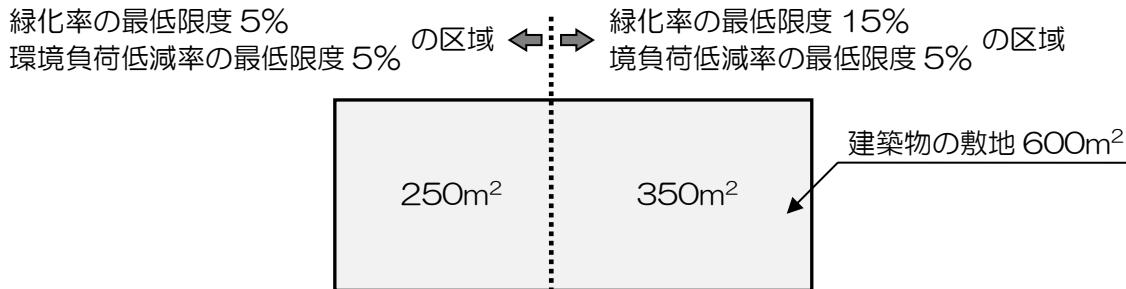
工場立地法第6条第1項に該当する物件は、届出書を提出し、受理通知書又は期間短縮承認書の交付を受けて、緑化率等規制適用除外許可申請書に受理通知書（写）又は期間短縮承認書（写）を添付してください。

2-8 建築物の敷地が緑化率等の最低限度が異なる区域にまたがっている場合

(都市緑地法第35条第7項、実施要綱第16条第2項)

緑化率等の最低限度は、各区域の緑化率等の最低限度にその部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計とします。

<計算例>



$$[\text{緑化率の最低限度}] \quad 5\% \times 250\text{m}^2 / 600\text{m}^2 + 15\% \times 350\text{m}^2 / 600\text{m}^2 = 10.8\%^{*}$$

$$[\text{緑化率等の最低限度}] \quad 10\% \times 250\text{m}^2 / 600\text{m}^2 + 20\% \times 350\text{m}^2 / 600\text{m}^2 = 15.8\%^{*}$$

※小数点以下2桁目を切り捨て

2-9 市の施設の場合（条例第6条）

緑化率等適合証明申請書、緑化率等規制適用除外許可申請書の申請者が、市長、教育長、事業管理者又は消防長である建築物の場合の緑化率の最低限度は、「1-3 緑化地域制度 緑化率等の最低限度 一覧表（7ページをご参照ください。）」に示す数値に5%を加えた数値となります。

2-10 緑化地域制度の適用を受けない建築物（都市緑地法第42条、条例第15条）

以下に掲げる建築物は、緑化地域制度の適用を受けません。

（1）建築基準法第3条第1項各号に掲げる建築物

- ・重要文化財に指定された建築物
- ・重要美術品等として認定された建築物等

（2）建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後、3か月以内であるもの又は同条第3項の許可を受けたもの

- ・国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- ・被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの
- ・災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物等

（3）建築基準法第85条第2項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場そのたこれらに類する仮設建築物

- ・災害があった場合において工事を施工するために現場に設ける事務所、材料置場等

（4）建築基準法第85条第5項の許可を受けた建築物

- ・許可を受けた仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物

2-11 各種申請書類の記入例

記入例

様式第1号（第4条関係）

緑化率等適合証明申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

建築確認申請と同じ申請者を記入
法人の場合は、法人名、代表者名を記入

申請者 住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 ○ ○ ○ ○ 印
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

該当する条項を囲む
都市緑地法施行規則第25条
豊田市緑化推進条例第5条第5項

建築確認申請と同じ内容を記入
小数点以下3桁目切り捨て

の規定による

豊田市緑化推進条例第6条第3項において準用する同条例第5
条第5項証明を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物の名称	〇〇〇〇マンション			
地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番			
建築物の用途	共同住宅			
用途地域	商業地域			
敷地面積	550.60 m ²			
建ぺい率の緩和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 市が指定する角地等		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	5.0 %	豊田市緑化推進条例の規定による緑化率等の最低限度	10.0 %	
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/> 新築	小数点以下2桁目切り上げ	<input checked="" type="checkbox"/> 増築(都市計画決定告示の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合 : 130.0 %)	
緑化施設等の面積	緑化施設	35.3 m ²	緑化率	6.4 %
	環境負荷低減施設	25.0 m ²	環境負荷低減率	4.5 %
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
工事完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
担当者 (設計管理者)	住所	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地		
	氏名	〇〇設計事務所 〇〇〇〇		
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

増築後の床面積の合計／緑化地域制度施行日の床面積の合計×100
小数点以下2桁目切り捨て

様式第2号（第4条、第5条、第10条関係）

(表)

緑化施設等概要書

該当する項目にレ印をつける

1 種別 適合 適用除外 完了延期 完了

土留、園路等の面積は、緑化施設の面積の
1/4 を超えて計上することはできません。

小数点以下2桁目切り捨て

2 緑化施設等の面積

(都市緑地法施行規則第9条関連)

面積の算出項目		面積 (m ²)
地上緑化	①樹冠の水平投影面積	
	②みなし樹冠の水平投影面積	16.8
	③一定の条件に該当する植栽基盤の水平投影面積	
	④芝その他の地被植物の水平投影面積	5.0
	⑤花壇その他これらに類するものの水平投影面積	3.0
	⑥水流、池その他これらに類するものの水平投影面積	
	⑦園路、土留その他の施設の水平投影面積 (A)	3.5
	⑧地上における緑化施設の面積 (①～⑦の計)	28.3
屋上緑化	⑨屋上における①～⑥の面積の計	
	⑩屋上における⑦の面積 (B)	
	⑪屋上における緑化施設の面積 (⑨ + ⑩)	
⑫壁面における緑化施設の面積		7.0
緑化施設の面積 (⑧ + ⑪ + ⑫)	(C)	35.3

(豊田市緑化推進規則第13条関連) ※該当する場合のみ記入してください。

面積の算出項目		面積 (m ²)
環境負荷低減施設	⑬太陽光発電設備の面積(太陽電池パネルの設置面積)	25.0
	⑭その他市長が認めた施設の面積	
	環境負荷低減施設の面積 (⑬ + ⑭) (D)	25.0

(裏)

小数点以下2桁目切り捨て

3 緑化施設の面積に占める園路、土留等の面積の割合

$$\frac{\text{園路、土留等の面積 } ((\text{A}) + (\text{B}))}{\text{緑化施設の面積 } (\text{C})} \times 100 = \frac{3.5 \text{ m}^2}{35.3 \text{ m}^2} \times 100 = 9.9 \%$$

4 緑化率

建築確認申請と同じ面積を記入
小数点以下3桁目切り捨て

小数点以下2桁目切り捨て

$$\frac{\text{緑化施設の面積 } (\text{C})}{\text{敷地面積}} \times 100 = \frac{35.3 \text{ m}^2}{550.60 \text{ m}^2} \times 100 = 6.4 \%$$

5 環境負荷低減率

※該当する場合のみ記入してください。

$$\frac{\text{環境負荷低減施設の面積 } (\text{D})}{\text{敷地面積}} \times 100 = \frac{25.0 \text{ m}^2}{550.60 \text{ m}^2} \times 100 = 4.5 \%$$

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

記入例

様式第4号（第5条関係）

建築確認申請と同じ申請者 法人の場合は、法人名、代表者名を記入	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
該当する号数を記入	
申請者	住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 ○ ○ ○ ○	(印)
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
建築確認申請と同じ内容を記入 小数点以下3桁目切り捨て	
緑化率の最低限度 + 環境負荷低減率(5%)を記入 小数点以下2桁目切り上げ	
都市緑地法第35条第3項第3号 豊田市緑化推進条例第5条第4項第3号 たいので、次のとおり申請します。	
建築物の名称	〇〇〇〇マンション
地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番
建築物の用途	共同住宅
用途地域	近隣商業地域
①敷地面積	550.60 m ²
建ぺい率の緩和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 市が指定する角地等
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	5.0 %
豊田市緑化推進条例の規定による緑化率等の最低限度	10.0 %
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/> 新築 小数点以下2桁目切り上げ <input checked="" type="checkbox"/> 増築(都市計画決定告示日の床面積の合計に対する 増築後の床面積の合計の割合 : 130.0 %)
緑化施設等の面積	② 緑化施設 35.3 m ² 緑化率 6.4 % 環境負荷低減施設 29.3 m ² 環境負荷低減率 5.3 %
③用途により緑化が困難な敷地の面積	0.00 m ²
④がけ地等の面積	50.60 m ²
⑤緑化が可能な敷地の面積 (① - (③ + ④))	500.00 m ²
緑化が可能な敷地における 緑化率 (② / ⑤ × 100)	7.0 %
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
申請理由	敷地の一部ががけ地となっており、緑化することが困難なため
担当者 (設計管理者)	住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名 ○○設計事務所 ○○○○ 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
増築後の床面積の合計 / 緑化地域制度施行日の 床面積の合計 × 100 小数点以下2桁目切り捨て	
つけ 都市緑地法第35条第3項第3号に規定する崖地等の 面積を記入(小数点以下3桁目切り捨て) 【実施要綱第12条第2項第3号】	

様式第7号（第7条関係）

申請取下届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長様

届出者 住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏名 ○○○○印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

該当する項目にレ印をつける

取り下げる提出済みの申請書の記載内容を記入

申請を取り下げる所以で、豊田市緑化推進規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

申請書の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 緑化率等適合証明申請書 <input type="checkbox"/> 緑化率等規制適用除外許可申請書 <input type="checkbox"/> 緑化施設工事完了延期認定申請書
申請年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
建築物の名称	〇〇〇〇マンション
地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番
取下げの理由	資金繰りの悪化により、建築計画が白紙となつたため
担当者 (設計管理者)	住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名 ○〇設計事務所 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

緑化率等適合証明申請書、緑化率等規制適用除外許可申請書、緑化施設工事完了延期認定申請書を提出した後、緑化率等適合証明通知書、緑化率等規制適用除外許可通知書、緑化施設工事完了延期認定通知書が交付されるまでの間に申請の理由がなくなった場合に提出します。

様式第8号（第8条関係）

申請書等記載事項変更届

取り下げる提出済みの申請書の記載内容を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日	
届出者 豊田市長 様	
住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名 ○ ○ ○ ○ 人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 交付された緑化率等適合証明書の日付・番号を記入	
変更する内容を記入 ※確認申請の内容と整合がとれていること ・敷地面積は、小数点以下3桁目切り捨て ・緑化施設・環境負荷低減施設の面積及び 緑化率・環境負荷低減率は、少数点以下 2桁目切り捨て 変更するので、豊田市緑化推進規則第8条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。	
通知書交付年月日 及び番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 R〇〇緑化 第〇〇号
建築物の名称	〇〇〇〇マンション
地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番
敷地面積	550.60 m ²
変更事項	変更前 敷地面積550.60m ² 、地上緑化28.3m ² 、 壁面緑化7.0m ² 環境負荷低減施設29.3m ²
	変更後 敷地面積555.60m ² 、地上緑化25.3m ² 、 壁面緑化12.0m ² 、環境負荷低減施設30.3m ²
緑化施設の面積	変更前 35.3 m ² 変更後 37.3 m ²
緑化率	変更前 6.4 % 変更後 6.7 %
環境負荷低減施設の面積	変更前 29.3 m ² 変更後 30.3 m ²
環境負荷低減率	変更前 5.3 % 変更後 5.5 %
工事完了予定年月日	変更前 年 月 日 変更後 年 月 日
変更理由	・確定測量により敷地面積が変更となったため ・地上部の緑化が一部困難となり、代わりに壁面緑化 を施工することとなったため
担当者 (設計管理者)	住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名 ○○設計事務所 ○○○○ 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

様式第9号（第9条関係）

工事中止届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長様

届出者 住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏名 ○○○○印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

中止する提出済みの申請書の記載内容を記入

交付された緑化率等適合証明書の日付・番号を記入

工事を中止したので、豊田市緑化推進規則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

通知書交付年月日 及び番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 H〇〇緑化 第〇〇号
建築物の名称	〇〇〇〇マンション
地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番
中止の理由	資金繰りの悪化により、建築計画が白紙となつたため
担当者 (設計管理者)	住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名 ○〇設計事務所 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

緑化率等適合証明通知書、緑化率等規制適用除外許可通知書が交付された後に工事を中止する場合に提出します

様式第10号（第10条関係）

緑化施設等工事完了届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長様

届出者 住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏名 ○○○○印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

提出済みの申請書の記載内容を記入

交付された緑化率等適合証明書の日付・番号を記入

緑化施設及び環境負荷低減施設に係る工事を完了したので、豊田市緑化推進条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

通知書交付年月日 及び番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 H〇〇緑化 第〇〇号			
建築物の名称	〇〇〇〇マンション			
地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番			
敷地面積	555.60 m ²			
建ぺい率の緩和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物 <input type="checkbox"/> 市が指定する角地等			
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	5.0 %	豊田市緑化推進条例の規定による緑化率等の最低限度	10.0 %	
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築（都市計画決定告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合：130.0%）			
緑化施設等の面積	緑化施設	37.3 m ²	緑化率	6.7 %
	環境負荷低減施設	30.3 m ²	環境負荷低減率	5.4 %
工事着手年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
工事完了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
担当者 (設計管理者)	住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名 ○〇設計事務所 ○〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

現地実測により算出した数値を記載
小数点以下2桁目切り下げる

実際の工事着手・完了年月日を記入

小数点以下2桁目切り捨て

別記様式第二（第十条関係）

緑化施設工事完了延期認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地

申請者の氏名又は名称 ○ ○ ○ ○ 印

都市緑地法第43条第1項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができないについて認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

注1 申請者が法人である場合には、代表者の指名を併せて記載すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

提出済みの申請書の記載内容を記入

建築物の名称	〇〇〇〇マンション
地名地番	豊田市〇〇町〇丁目〇〇番
敷地面積	550.60m ²

2 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

既存の緑化施設の位置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	0.0m ²

3 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

整備する緑化施設の概要及び規模	配置図のとおり
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	61.6m ²

4 上記3のうち工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別、面積、当該工事を完了する出来ない理由及び完了予定年月日

工事を完了することができない緑化施設の概要及び規模	配置図のとおり
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	61.6m ²
工事を完了する出来ない理由	植栽時期が不適切なため
完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記2と3を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	11.1%
上記2と3を合計した緑化施設の面積から上記4の緑化施設の面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	0.0%

(注) 面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算すること。

3 緑化率等の算出方法



$$\text{緑化面積} = S1 + S2 + S3 + S4 + S5 + S6 + S7$$

(樹木) (芝・地被) (池・水流) (花壇等) (土留・園路等) (屋上) (壁面)

(1) S1 : 樹木

樹木は次に示す3通りの計算方法のうち、いずれかの方法によって計算します。

計算方法によって算出される面積が異なりますので、最も有利な方法を選択することができます。

敷地内の樹木の緑化面積は、S1_①からS1_③の計算方法を組み合わせて算出することができます。ただし、S1_②とS1_③を組み合わせる場合は、S1_②の計算方法で計上し、残りの部分をS1_③の計算方法で計上してください。S1_③の計算方法においては、S1_②で使用した樹木は使用できません。

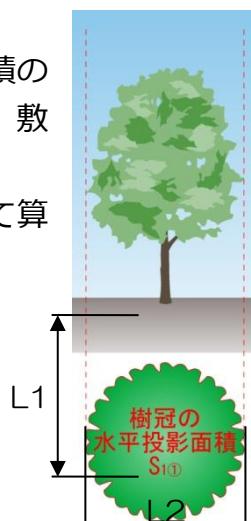
S1_①樹木ごとの樹冠の水平投影面積

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計します。現況の水平投影面積のみ計上することができます。ただし、樹冠が重なる場合の重複計上、敷地外に出る場合の計上はできません。

また、樹冠を直行する2本の直径の平均を直径とした円とみなして算出した面積を樹冠の水平投影面積とすることができます。

$$S1_{①}\text{樹冠の水平投影面積の計算} \quad S1_{①} = \pi \left(\frac{L1+L2}{4} \right)^2$$

$$\pi \doteq 3.14$$



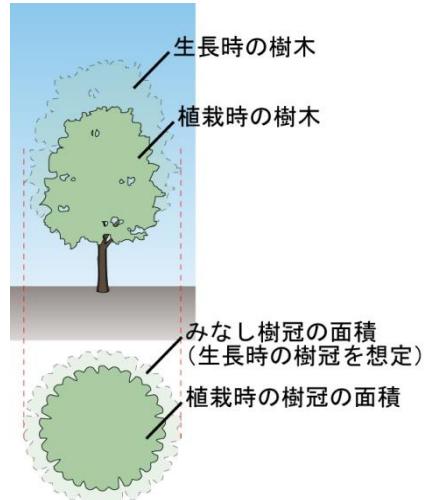
S1_②樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積

植栽時の樹木の高さに応じて、下表に示す半径の円形の樹形を持つものとしてみなします。この「みなし樹冠」を水平投影した面積の合計を樹木の緑化面積とします。

「みなし樹冠」が建築物等に重なる部分、「みなし樹冠」が重複する部分の重複計上及び敷地外に出る部分は緑化面積として計上できません。

ただし、樹木の高さが建築物よりも高い場合は、重なる部分

を緑化面積として計上することができます。



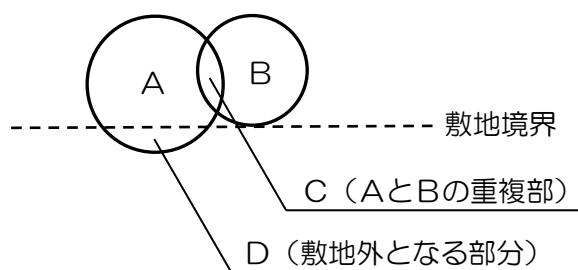
$$S1_{②} = 13.8T_1 + 8.0T_2 + 3.8T_3 - \text{重複面積}$$

樹木の高さ (現状)	みなし樹冠 の半径	みなし樹冠 の面積	本数
高木 4.0m以上	2.1m	13.8m ²	T1
中高木 2.5m以上 ~4.0m未満	1.6m	8.0m ²	T2
中木 1.0m以上 ~2.5m未満	1.1m	3.8m ²	T3

この計算方法は樹高が1m以上のものに限ります

<重複部等がある場合の計算式>

$$S1_{①} \text{又は } S1_{②} = A + B - C - D$$



S 1_③植栽基盤の水平投影面積

下記の計算式で算出したみなしの緑化面積が、植栽基盤（樹木が生育するための土壤その他の資材で被われている部分）の水平投影面積以上であり、かつ樹木が偏ることなく適切な配置で植栽されている場合は、植栽基盤の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。

また、みなしの緑化面積が、植栽基盤の水平投影面積より小さい場合は、みなしの緑化面積を緑化面積として計上することができます。

植栽基盤の中に芝その他の地被植物があるときは、芝その他の地被植物の緑化面積を樹木による緑化面積とみなして計上することができます。（S 1_③で計上する植栽基盤にある芝その他の地被植物の面積は、「緑化施設等概要書（様式第2号）」において「③一定の条件に該当する植栽基盤の水平投影面積」で計上してください。）

植栽基盤の面積は内々寸法とします。土留を緑化面積として計上する場合は、植栽基盤の面積と分けて計算します。

原則として、植栽基盤の中に構造物等（構造物の基礎、集水枠、マンホール等）がある場合は、その面積を控除しなければなりません。

$$S_{1③} = 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

T₁:高さ4m以上の樹木の本数

T₂:高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数

T₃:高さ1m以上2.5m未満の樹木の本数

T₄:高さ1m未満の樹木の本数

（樹木は現状の高さ）

植栽基盤 $\leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$ の時は、植栽基盤の面積

植栽基盤 $> 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$ の時は、 $18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$ の合計

＜樹木以外に基準を満たす密度で植栽された芝や地被植物が植えられている場合＞

$$S_{1③} = 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4 + \text{芝や地被植物で被われた面積}$$

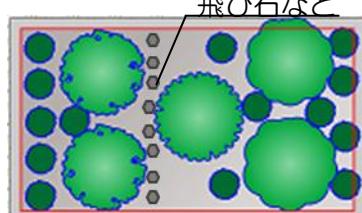
植栽基盤 $\leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4 + \text{芝や地被植物で被われた面積}$ の時は、植栽基盤の面積

植栽基盤 $> 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4 + \text{芝や地被植物で被われた面積}$ の時は、 $18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4 + \text{芝や地被植物で被われた面積}$ の合計

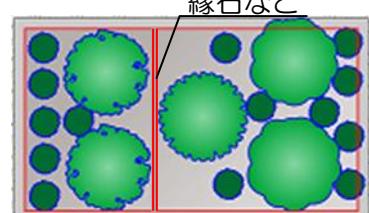
※ みなしの緑化面積が植栽基盤の面積より広い場合の植栽内訳は、高木から順に計上していく、緑化面積を満たす最後の植栽区分で面積調整をして、緑化面積と同じにします。

＜植栽基盤の区分について＞

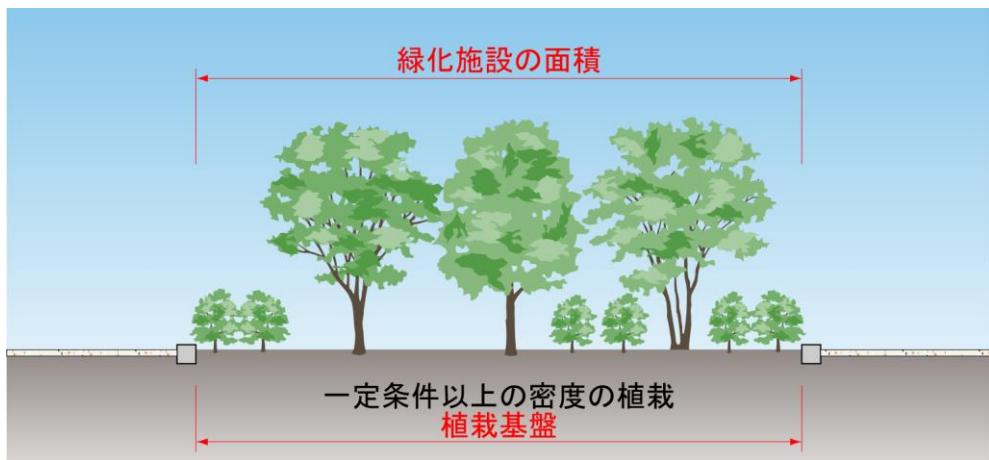
植栽基盤が縁石などにより明確に区分されている場合は、別々の植栽基盤として計算します。
飛び石など



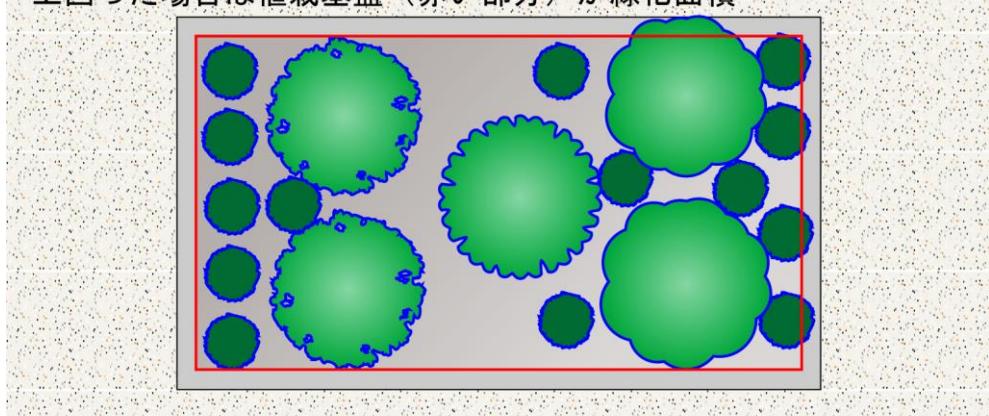
1つの植栽基盤として計算



2つの植栽基盤として別々に計算



$S_{1(3)}$ の計算結果が植栽基盤の面積を下回った場合は $S_{1(3)}$ が緑化面積
上回った場合は植栽基盤（赤い部分）が緑化面積



※ 植栽基盤の面積は内々寸法とします。土留を緑化面積として計上する場合は、植栽基盤の面積と分けて計算します。

< $S_{1(3)}$ の計算例 >

S_a : 植栽基盤の面積 (m^2) S_b : みなしの緑化面積 (m^2)

【例1】① $S_a=50.0m^2$ 高木($H=5m$)2本 低木($H=0.8m$)10本の場合

$$S_a = 50.0m^2 > S_b = 18m^2 \times 2\text{本} + 10\text{本} = 46.0m^2$$

よって

$$\text{緑化面積} = 46.0m^2 \quad [\text{内訳}] \text{ 高木 } 36.0m^2 \text{ 低木 } 10.0m^2 \text{ 合計 } 46.0m^2$$

【例2】 $S_a=40.0m^2$ 高木($H=5m$)2本 低木($H=0.8m$)10本の場合

$$S_a = 40.0m^2 < S_b = 18m^2 \times 2\text{本} + 10\text{本} = 46.0m^2$$

よって

$$\text{緑化面積} = 40.0m^2 \quad [\text{内訳}] \text{ 高木 } 36.0m^2 \text{ 低木 } 4.0m^2 \text{ 合計 } 40.0m^2$$

【例3】 $S_a=90.0m^2$ 中高木($H=3m$)3本 中木($H=2m$)7本 芝(全面張) $30.0m^2$ の場合

$$S_a = 90.0m^2 > S_b = 10m^2 \times 3\text{本} + 4m^2 \times 7\text{本} + 30.0m^2 = 88.0m^2$$

よって

$$\text{緑化面積} = 88.0m^2 \quad [\text{内訳}] \text{ 中高木 } 30.0m^2 \text{ 中木 } 28.0m^2 \text{ 芝 } 30.0m^2$$

【例4】 $S_a=55.0m^2$ 中高木($H=3m$)3本 中木($H=2m$)7本 芝(全面張) $30.0m^2$ の場合

$$S_a = 55.0m^2 < S_b = 10m^2 \times 3\text{本} + 4m^2 \times 7\text{本} + 30.0m^2 = 88.0m^2$$

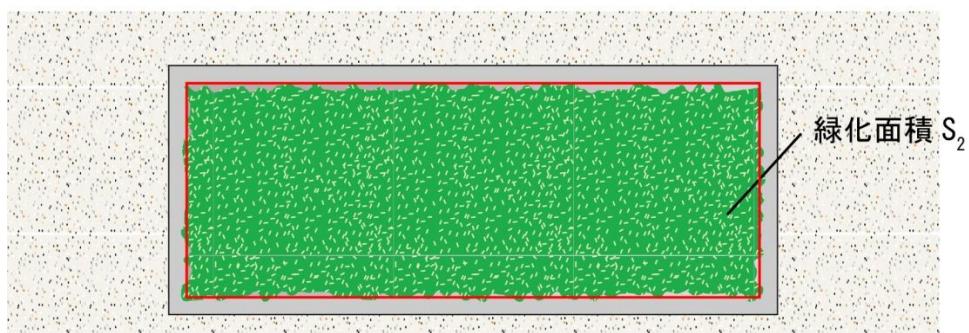
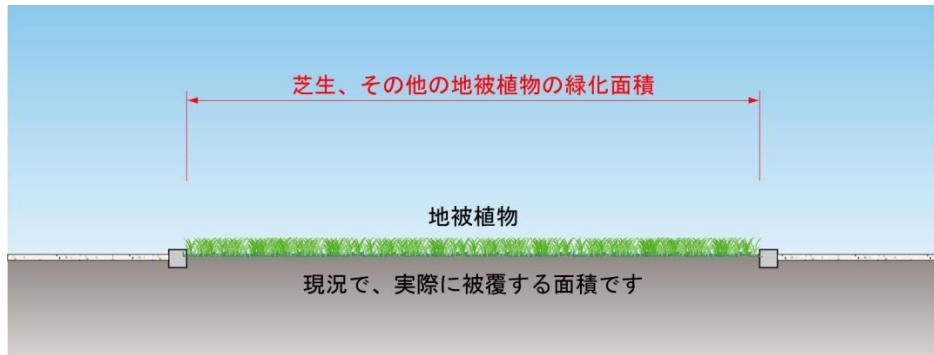
よって

$$\text{緑化面積} = 55.0m^2 \quad [\text{内訳}] \text{ 中高木 } 30.0m^2 \text{ 中木 } 25.0m^2 \text{ 合計 } 55.0m^2$$

(2) S2 : 芝、その他の地被植物

芝、その他の地被植物で表面が被われている部分の水投影面積を緑化面積とすることができます。

ただし、下記のいずれの場合も植物の成長時を計画・予定した面積ではなく、現況の面積とし、植栽基盤の中に構造物等（構造物の基礎、集水枠、マンホール等）がある場合はその面積を控除しなければなりません。



<芝の場合>

7分張以上の張芝を行っていれば、張芝を行った植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。

ただし、7分張未満の場合は、目地部分を除いた実際の張芝の水平投影面積を緑化面積とします。

※1 何分張の張芝か、植栽平面図等に記入して下さい。

※2 ポット苗は原則4個/m²以上の密度とし、ストロン苗は原則150g/m²以上の密度とします。

※3 ストロン苗を使用する場合は、完了時に密度確認が出来ないことが想定されるため、必ず施工時の写真撮影を行い、密度管理の状況が確認できる資料の提出が必要となります。

<地被植物の場合>

原則36株/m²以上の密度で植栽されていれば、基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上できます。ただし、ヒペリカム類は16株/m²以上、タマリュウ及びそれに類する地被植物に関しては、64株/m²以上となります。

<緑化補助資材を使用した場合>

緑化補助資材を使用する場合は、実際に植栽が被っている部分の水平投影面積を S2 に基づく緑化面積として計上できます。

<駐車場緑化の場合>

タイヤに踏まれる部分を緑化する場合は、緑化保護資材を使用しなければなりません。

ア 緑化率が 64%以上 の緑化補助資材を使用する場合

$$\text{緑化面積} = \text{緑化保護資材の設置面積} \times 0.8$$

イ 緑化率が 64%未満 の緑化補助資材を使用する場合

$$\text{緑化面積} = \text{緑化保護資材の設置面積} \times \text{使用する製品の緑化率} \times 1.25$$

ウ タイヤに踏まれない部分で緑化保護資材を使用せずに緑化を行う場合

芝、その他の地被植物で表面が被われている部分の水投影面積

<つる性植物の場合>

つる性植物のつるが緑化資材（パーゴラ等）を平均して 30cm 以下で被っている場合は、その部分の水平投影面積を S2 に基づく緑化面積として計上することができます。ただし、一年草による緑化は、緑化面積として計上できません。

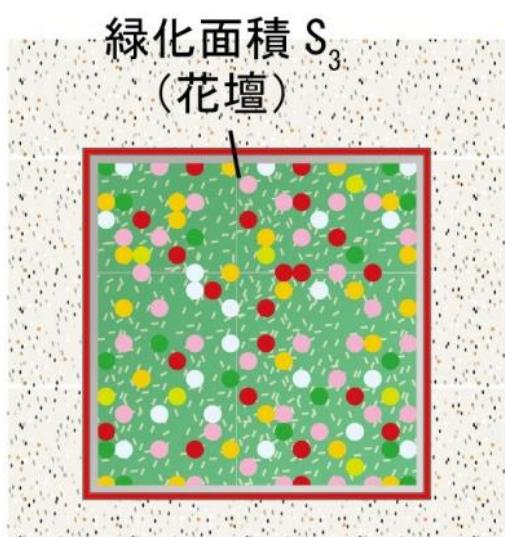
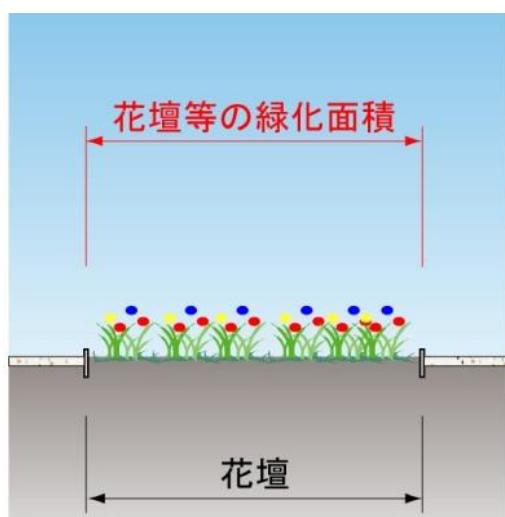
既存のパーゴラ等の場合は、樹冠の水平投影面積（S1_①）又は地被植物で被われている部分の水平投影面積（S2）で計上します。

新規にパーゴラ等を設置する場合は、植栽時の樹木の高さに応じたみなし樹冠面積（S1_②）を計上するか、又は植物のつるがパーゴラ等を平均して 30cm 以下で被っている場合は、その面積を緑化面積（S2）として計上することができます。

(3) S3 : 花壇等

花壇等（菜園も花壇として計上できます）の緑化施設の面積は、草花やその他これに類する植物が生育するための土壤あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とします。

- ア 花壇は、「土を盛り上げたり仕切りを設けたりしたもので、良質土の補充や土壤改良などが施され、適宜植え替えが必要な植物が年に概ね6か月以上植えられている」ことを条件に、緑化面積として計上できます。
- イ プランターやコンテナ等は原則として緑化面積に計上できませんが、容量が概ね50ℓ以上のものをアンカーボルトやモルタル、接着剤等で地盤や建築物等の躯体にしっかりと固定する場合は、花壇として緑化面積に計上できます。なお、プランター やコンテナに樹木を植栽する場合は、樹木として緑化面積に計上できます。
- ウ 花壇として緑化面積に計上するには、原則として緑化工事完了時に植え付けがなされる必要があります。
- エ 原則として植栽基盤の中に構造物がある場合は、その面積を控除する必要があります。



(4) S4 : 池、水流等

池、水流、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについては、その水平投影面積を緑化施設の面積とします。

ただし、いずれの場合も下記の条件を満たす必要があります。

ア 池もしくは水流に面している一体の植栽等が、池もしくは水流の面積以上であることが必要です。

イ 池もしくは水流の底の表面が、土もしくは石（切石も可）で被われていることが必要です。（コンクリートやタイル、レンガ等の場合は緑化面積に計上できません。）

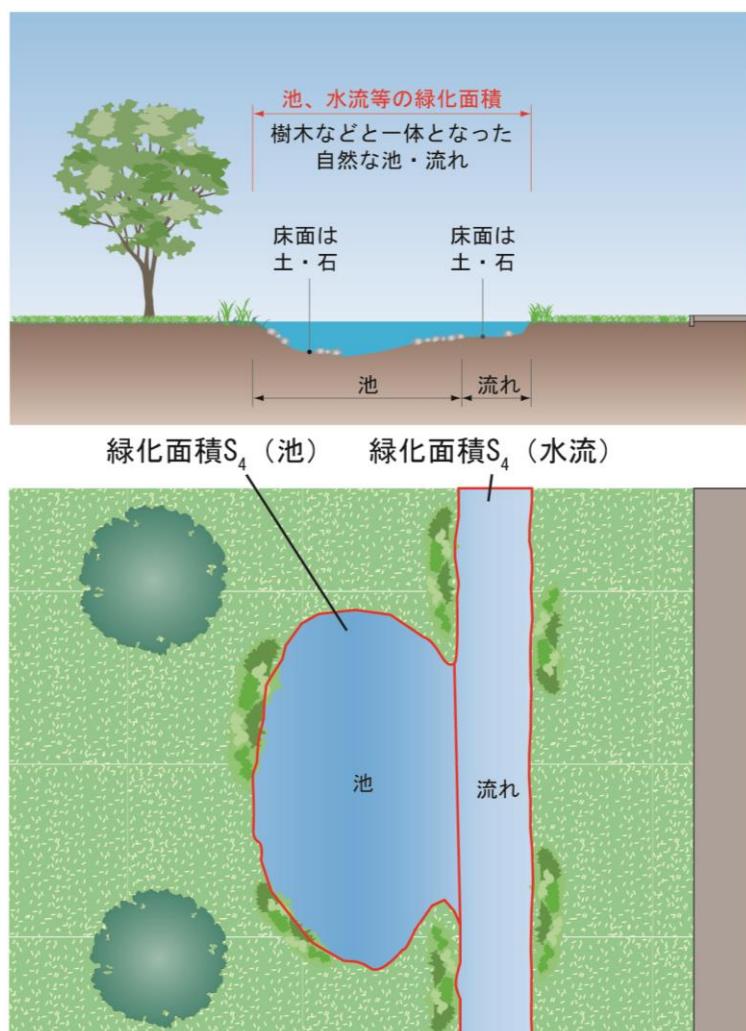
<池の場合>

池は外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面していることが必要です。

<水流の場合>

水流は水流の両側が植栽に面しており、水流と水流に面している植栽等との横断面のうち、植栽等の横断延長が水流の横断延長を超えていることが必要となります。

*一つの水流の中で、条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間の面積をS3に基づく緑化面積として計上することができます。

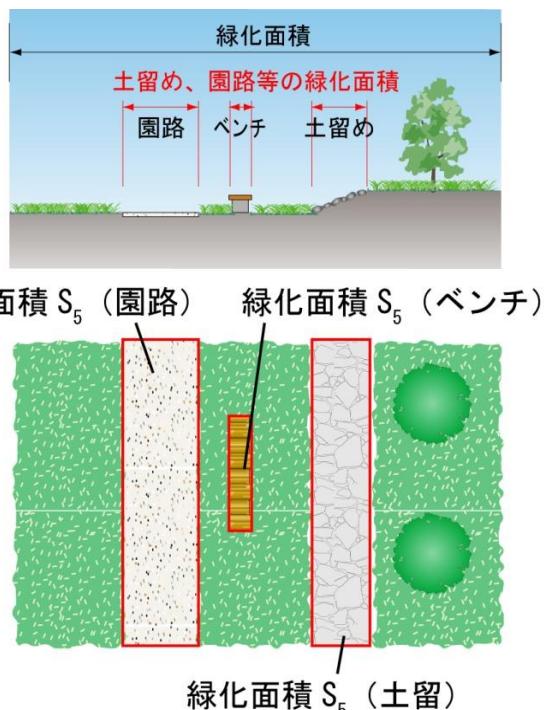


(5) S5 : 土留、園路等

「土留」、「園路」、「植栽等と一体となった小規模な広場」、「植栽等と一体となった散水用配管・排水溝」、「ベンチ等」は水平面積を緑化面積として計上することができます。

ただし、「土留」、「園路」、「植栽等と一体となった小規模な広場」、「植栽等と一体となった散水用配管・排水溝」、「ベンチ等」の緑化面積の合計は、全緑化面積の1/4を超えない範囲とします。

なお、それぞれを緑化面積として計上する条件は下の表のとおりです。



種類	条件
土留	土留の少なくとも片側が植栽等に面していること 建築の躯体として利用していないこと
園路	園路の両側が植栽等に面していること 園路に面した植栽等の面積が園路の面積以上であること 園路と園路に面した植栽等の横断面のうち、植栽等の横断延長が園路の横断延長を超えていること 日常的な車両通行がないこと 一つの園路で条件を見なす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間の面積をS5に基づく緑化面積として計上できる
植栽等と一体となった小規模な広場	広場の外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面していること 広場に面した植栽等の面積が広場の面積以上であること 上記で規定する広場の中や広場に面した位置にある土留は広場として扱うことができる
植栽等と一体となった散水用配管・排水溝	配管等が植栽帯の中に設置されていること 上記で規定する園路や広場の中や広場に面した位置にある配管等はそれぞれ園路、広場として扱うことができる
修景施設等	上記で規定する園路、広場の中に設置されていること 施設のうち、緑地の利用や維持管理に関する施設であること 1施設の面積が1m ² 未満であること

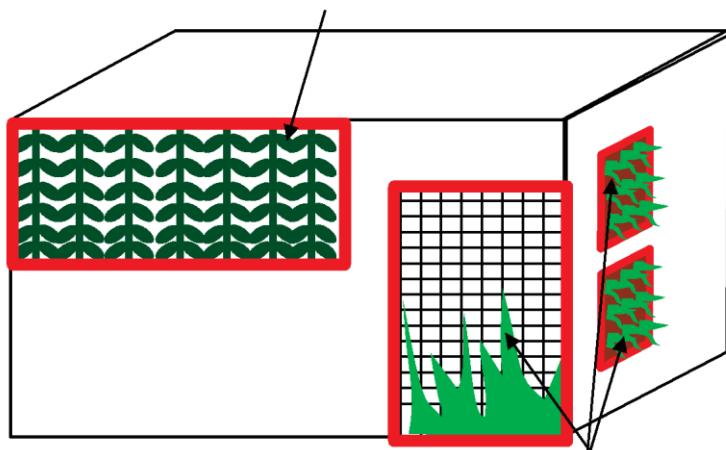
(6) S6 : 屋上緑化

建築物その他工作物の上面に整備された緑化施設の面積は、屋上緑化の面積（以下「S6」という。）として計上します。この場合において、S6は植栽する緑化施設に応じてS1からS5に該当するものと同様に計算するものとします。

(7) S7 : 壁面緑化

建築物その他工作物の壁面に整備された緑化施設の面積は、壁面緑化の面積（以下「S7」という。）として計上します。補助資材、植栽基盤等の資材が外壁部分に設置されるときは、その資材又は植物に覆われている部分の壁面に対する鉛直投影面積を緑化施設の面積として算定することができます。

植物が生育するために必要な資材が設置されない場合は、植物で表面が覆われている部分の壁面に対する鉛直投影面積を緑化施設の面積として算定。



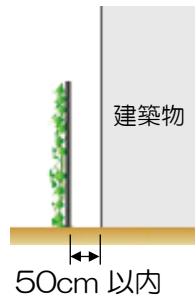
補助資材、植栽基盤等の資材が外壁部分に設置される場合は、その資材または植物に覆われている部分の壁面に対する鉛直投影面積を緑化施設の面積として算定。

※補助資材は、明らかに植物の生育が見込まれない部分は対象外

緑化面積 = 壁の正面から見た際の

部分の面積(鉛直投影面積)

- ア S 7に基づき、つる性植物による緑化の面積を計上する場合は、3株/m以上の密度で植栽されていなければなりません。ただし、既存の緑化施設の面積を計上する場合はこの限りではありません。
- イ 一年草による壁面緑化は、緑化面積として計上できません。
- ウ 傾斜した建築物の外壁を緑化する場合は、「緑化施設の水平投影面積」として計上された緑化面積が、S 7により計上された緑化面積より大きい場合は、「緑化施設の水平投影面積」を緑化面積として計上することができます。ただし、この場合において、その植栽基盤と重複して計上することはできません。
- エ 壁面緑化は、壁面緑化以外の緑化施設の水平投影と重複して緑化面積を計上することができます。ただし「緑化施設の水平投影面積」を選択した場合は重複して計上できません。
- オ 建築物の外壁に準ずるものに緑化施設を整備する場合（壁面登はん型）は、原則として建築物の外側（建築と一体となったからぼり（ドライエリア）の周壁は除く。ただし、維持管理面などの問題が無く緑化が可能で有る場合はこの限りでない。）を緑化するものとします。3株/m以上の密度で植栽されていなければなりません。
- カ 建築物の外壁に沿わせてフェンス等の自立式壁面を設置して緑化する場合（巻き付き登はん型）、S 7に基づく緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければなりません。
- (ア) フェンス等の外面から建築物の外壁までの距離が原則50cm以内であること。
- (イ) 原則として建築物の外側に緑化されていること。
- (ウ) 3株/m以上の密度で植栽されていなければならない。
- キ 建築物の外壁に準ずるものに整備された緑化施設についても、S 7に基づき緑化面積を計算することができます。
- ク 同一水平面において、1m以内に複数の建築物の外壁に準ずるものによる壁面が存在する場合は、S 7に基づく緑化面積は重複計上できません。
- ケ S 7に基づき、つる性植物による緑化の面積を計上する場合は、つる性植物を誘引するためのワイヤー等資材の設置間隔は30cm以下とします。ただし、既存の緑化施設の面積を計上する場合はこの限りではありません。

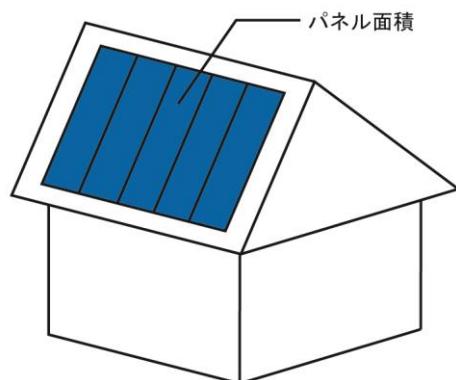


(9) 環境負荷低減施設について

建築物及び工作物の構造計算による安全検証を行い、環境負荷低減施設及び設備を設置した場合は、その施設等における建築物等の屋上等に設ける自然エネルギーの収集有効面積（パネル面積）を環境負荷低減施設面積として計上することができます。対象となる施設は以下の通りです。

- 1) 太陽光発電、太陽熱利用
- 2) その他、市長が環境への負荷の低減に資すると認めた施設及び設備

太陽光発電の場合



4 計画手法

4-1 緑化手法と選定

施設の機能や緑化する空間の特性、緑化の目的を把握し、緑化手法や植栽材料の選択、補助資材の活用を考慮した上で、緑化を計画します。ここでは代表的な緑化場所や手法を紹介します。

(1) 平面緑化タイプ別一覧

手法	概要	注意点	イメージ	施工費（参考）
地植え 芝・草花・樹木など	庭や駐車場周りなどの地面に直接植物を植える。	<ul style="list-style-type: none"> 近隣に迷惑をかけないよう、敷地の境界近くの植栽は避ける。 中・高木を植える場合は支柱を付けて倒れるのを防ぐ。 植え替えは難しいので、将来大きくなった時のことも考え、適した場所に植える。 		芝 2,000 円/m ² 高木 39,000 円/本～ 低木 5,000 円/本～ 花の植え込み 5,000 円/m ²
緑化駐車場	緑化ブロックなどの補助資材を使用した駐車スペースの緑化。	<ul style="list-style-type: none"> タイヤの踏圧による影響や日照不足など、駐車場の利用状況によって植物の生育に課題がある。 駐車場の利用頻度や利用時間帯などを考慮する必要がある。 		20,000～25,000 円/m ²
	全面的に緑化（樹脂製マットを使用）	<ul style="list-style-type: none"> 多様な形状・材料の製品があり、緑化する割合も選択可。 施工手間が比較的大きい。 		7,000 円/m ²
	全面的に緑化（樹脂製マットを使用）	<ul style="list-style-type: none"> 緑化面積が大きい。 芝が荷重を受けやすいので、頻繁な出入りの駐車場には不向き。 		10,000～18,000 円/m ²
	踏圧のかからない部分の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ブロックや木材を使用してわだち部分をメインに資材を配置。 緑化面積は小さくなり、補助資材の印象が強くなる。 		芝 2,000 円/m ²
生垣	敷地と道路を隔てるために境界へ植えられた樹木による囲い。	<ul style="list-style-type: none"> 生垣を高くしてしまうと、周りから死角をつくり、防犯上好ましくない。 		5,000 円/本～
プランター	植物を植えたプランターを置く緑化方法。容量が50ℓ以上で、アンカーボルトやモルタル、接着剤等で地盤や建築物等の躯体にしっかりと固定する場合は緑化面積に計上可能。	<ul style="list-style-type: none"> 地植えに比べると十分な土量を取れないため、土の保水性を高める工夫が必要。 プランターと植物の大きさのバランスを考慮する。 公道に面した場所では、設置場所に注意が必要。 		大型プランター（GRC 製）35,000 円/基

(2) 屋上緑化タイプ別一覧

手法	使用できる建物	効果と特徴	主な手入れ	イメージ	施工費（参考）
セダム	セダムは3cm程度(保水・排水層等を含める)と6cm程度)の薄い人工軽量土でも育つため、このタイプの屋上緑化は、土を含めた重さが1m ² あたり60kgより軽いものが多く、建物の新築・既存を問わず使用できる。	<ul style="list-style-type: none"> セダムは屋間の水分の蒸散がほとんどなく、周りの温度を下げる効果は少ないとされる。 乾燥に強いため、水やりはほとんど必要なく、水やりが難しい場所に向く。 踏まれるとつぶれやすい。 日陰では生長が悪いため、日の当たる場所に適している。 	<ul style="list-style-type: none"> 水やりはほとんど必要ない。 年に数回の除草とセダムの刈り込みが必要。 		30,000 円/m ²
芝生	使う土により、土を含めた重さが1m ² あたり60kgより軽くできるため、人が立ち入り可能な屋上であれば、建物の新築・既存を問わず使用できる。	<ul style="list-style-type: none"> 建物に対する断熱効果(極端な高温化・低温化を抑える効果)や、周りの気温上昇を緩めるなどの効果がある。 中で座ってくつろぐなどの憩い・安らぎの空間をつくることができる。 複合タイプに比べて薄い人工軽量土の層をつければすむため、全体を軽くできる。 少ない手間で大きな面積のみどりをつくることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 美しい芝生を保つために、こまめな除草と水やり、芝刈りが必要。 		25,000 円/m ²
複合（樹木・芝・草花など）	使う植物が大きいほど必要な土量が増し、全体も重くなるため、屋上の積載荷重がその重さに十分耐えるように設計された建物に使用が限られる(建物の新築・既存に無関係)。	<ul style="list-style-type: none"> 土が厚いため、建物に対する断熱効果や周りの気温上昇を緩める効果が比較的大きい。 作り方次第でさまざまな使い方ができる。(例=菜園や園芸セラピー向け庭園など) 	<ul style="list-style-type: none"> 木を植えるため、風で飛び散る葉や小枝についての配慮や木の剪定など普通の庭と同様の手入れが必要。 		樹木 50,000 円/m ²
プランター	<ul style="list-style-type: none"> プランターの大きさや数、使う土により全体を軽くできるため、人が出入り可能な屋上であれば、建物の新築・既存を問わず使用できる。 菜園用大型プランターの場合、培養土を入れると重量が重くなるため、耐荷重や排水設備について事前の確認が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上全体を覆わないため、断熱効果は少ない。 憩い・安らぎ空間を簡単につくることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥しやすいため、こまめな水やりが必要。 		

(3) 壁面緑化タイプ別一覧

手法	概要	注意点	主な手入れ	イメージ	施工費（参考）
直接登はん	壁の前に付着型の植物を植栽し、植物の登はん力によって壁面を緑化する方法。	<ul style="list-style-type: none"> 自然土壤が望ましい。建築外構はアルカリ土壤に注意。 水はけの悪い土壤は排水性、乾燥する土壤は保水性の向上を図る。 根域制限がある場合は灌水装置を設置し、基盤排水を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 放任すると著しく繁茂して不快な印象を与える。 定期的な剪定が必要。 ナツツタの熟成した株の場合は1回/年程度の剪定が必要（要高所作業）となるが、存在感ある景観の創出が可能。 		15,000 円/m ²
下垂	屋上部や壁面 上部にプランターを設置し、下垂型植物を植栽して上部から壁面を覆う方法。	<ul style="list-style-type: none"> 根域制限がある。 軽量土壤を利用し、荷重を軽減するとともに保水性を高める。灌水装置を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 根域と成長するツルの管理が中心。根域は被覆されたら抑制管理に切替える。放任管理の場合は自動灌水装置の設置は必要。 成長の著しいツルの剪定等は高所作業車等を用いて壁前面での作業が必要。メンテナンス性を高めるためには、計画設計段階に管理用通路を設ける必要がある。 		10,000 円/m ²
巻き付き登はん型	壁に（ネットなど）格子状の補助資材を設置し、これに巻き付き型のツル植物を絡ませる方法。	<ul style="list-style-type: none"> 自然土壤が望ましい。建築外構はアルカリ土壤に注意。 水はけの悪い土壤は排水性、乾燥する土壤は保水性の向上を図る。 根域制限がある場合は灌水装置を設置し、基盤排水を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生育範囲は限定しやすいが、ケーブルやコード、雨どいなどにも巻きついたために誘引や剪定が必要。 上部に葉や花が集中する種類が多く、放置すると下部が枯れやすい。 植えてすぐに横への誘引を行い、2回/年程度の初期誘引を行つと、美しく緑被させることができる。 		15,000 円/m ²
垂直基盤型	壁面にフレーム・プランターを設置し、植物を植栽。多様な植物が利用可能でデザイン性高い。	<ul style="list-style-type: none"> 根域が制限されるため、保水性の高い人工軽量土壤を用いる（軽量化）。 灌水装置の設置は必須条件。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨があたらないため自動灌水装置の設置が必要。 壁の間に管理用通路が設けられる以外は、壁の前面からの管理となり、「施肥」「剪定」等は高所作業車等を用いた作業となる。 		100,000 円/m ²
ユニット型・プランター型	壁面にフレーム・植物と植栽基盤が一体化したユニットを設置。多様な植物が利用可能でデザイン性が高い。土木構造物では不織布製袋をアンカーボルトで直接壁面への固定も可。	<ul style="list-style-type: none"> 根域制限がある。 高pF域での均質な保水性、長期的性能維持ができる基盤であることが重要。 袋を用いた場合は、劣化による用土の落下等に注意。 <p>※pF=有効水分量</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動灌水装置の設置が必要。 壁の間に管理用通路が設けられる場合以外は、壁の前面からの管理となり、施肥、剪定等は高所作業車等を用いた作業となる。 導入当初から抑制型管理を行う。 袋の場合は袋の劣化状況を確認。袋の劣化は袋ごと交換する。 	 ユニット型 プランター型	100,000 円/m ²

4-2 緑化手法の提案

建物の用途や敷地の形状によって、それぞれ適した緑化方法があります。よりよい緑化をしていただくための参考として、主な建築用途に適した緑化スタイルを紹介します。

目指す姿

商業施設	共同住宅
屋上緑化や壁面緑化、道路との一体的な緑化を行うことにより、賑わいと魅力ある回遊空間が創出されます。	屋上緑化や壁面緑化、空地緑化を進め、環境にやさしく居住者に安らぎを与える生活空間を確保します。
	
道路との一体的な緑	壁面緑化
事業所等	戸建て住宅
事業所等の大きな壁面、広面積となる駐車場の緑化を行うことで、都市の景観を向上し、ヒートアイランド防止や働く人の環境改善に寄与します。	庭木や生垣、花壇など、外から見える緑を積極的に創出します。
	
駐車場緑化	緑のカーテン※

※アサガオなどの一年草は地域緑化制度の壁面緑化の緑化面積に計上できません

建物用途別緑化スタイル案

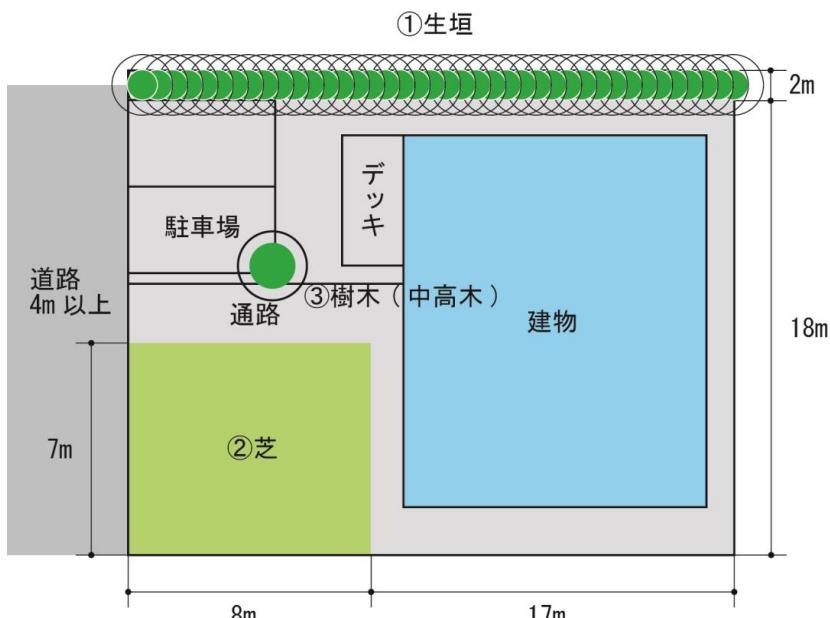
種別	主な建物用途	緑化スタイル				
		外周 緑化	オープン ガーデン	屋上 緑化	壁面 緑化	駐車場 緑化
住宅系	①戸建住宅	●	●			
	②共同住宅（中層）	●	○			●
	③共同住宅（中高層）	●	○	○	○	●
商業・事業系	④デパート、オフィスビル	●	○	○	○	○
	⑤店舗併用住宅	●			○	●
	⑥郊外型店舗	●			○	●
	⑦コンビニエンスストア	●			○	●
工業系	⑧工場	●	○	○	○	●
駐車場	⑨平面駐車場	●				●
	⑩立体駐車場	●			○	○

●推奨する緑化スタイル、○提案する緑化スタイル

(1) 戸建て住宅、事務所等

■ 敷地状況

用途地域	第1種住居地域
建ぺい率	60%
必要緑化率	15%
必要緑化率等	20%
敷地面積	500.00m ²
構造	木造2階建て



■ 緑化方法の提案

● ①生垣の設置

敷地の境界に適正な間隔でベニカナメモチなどを植栽し生垣とします。道路からの騒音や排気ガス対策、プライバシー確保などに効果があるとされています。

● ②芝生や③シンボルツリーの植栽

芝生又は花壇や家庭菜園などのスペースを設け、ハナミズキやエゴノキなどの落葉樹・ソヨゴやシマトネリコなどの常緑樹をシンボルツリーとして植栽します。

■ 緑化面積計算例

必要緑化面積 $500.00\text{m}^2 \times 20\% = 100.0\text{m}^2$ (うち、 25m^2 (5%) は、環境負荷低減施設の計上が可能)

緑化面積合計 ①～③ 114.0m^2

100.0 ≤ 114.0 OK 緑化率等適合

①生垣 中木40本 (樹高1m、半径0.5m)	植栽基盤の水平投影面積 ($S_{1(3)}$) $S_a = 2\text{m} \times 25\text{m} = 50.0\text{m}^2$ $S_b = 4\text{m}^2 \times 40 \text{ 本} = 160.0\text{m}^2$ $S_a < S_b$ より 50.0m^2
②芝	芝部分 $S_2 = 7\text{m} \times 8\text{m} = 56.0\text{m}^2$
③樹木（中高木） 中高木1本 (樹高3m、半径1.2m)	みなし樹冠面積 ($S_{1(2)}$) $S_{1(2)} = 8\text{m}^2 \times 1\text{本} = 8.0\text{m}^2$

5 維持・管理手法

樹木は植えたらそれで終わりではなく、樹木が健全に生育できるように、敷地や土壤の状況、生長に応じた適正な管理が必要となります。特に植栽直後は、適切な管理を怠ると枯れてしまう場合もあります。

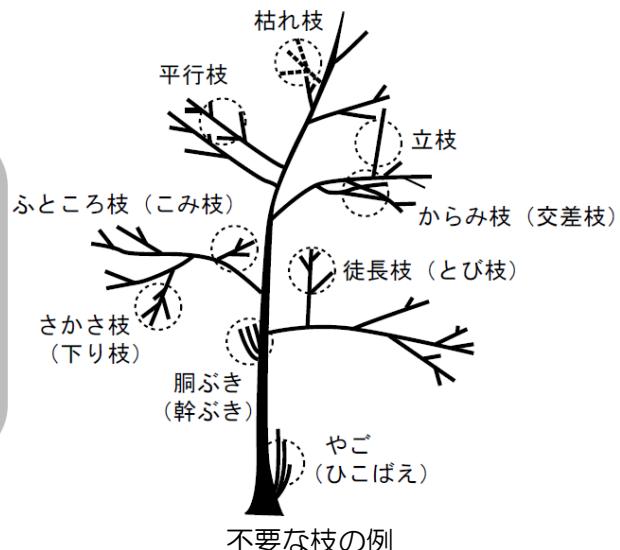
5-1 維持管理の目安

		年間作業回数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
設備	設備等の総合点検	3～12回程度												
	自動灌水設備点検	設置の場合5回程度												
剪定・除草等	常緑樹剪定	1～2回												
	落葉樹剪定	1～2回												
	生垣刈込み	1～2回												
	芝刈	2～6回												
	つたの剪定・誘引	8回程度												
	除草・枯葉除去	3～6回												
植栽	施肥	必要に応じ1～2回			元肥						追肥			
	病害虫駆除	必要に応じ2～5回									駆除			
	水やり	適宜												
	落葉樹の植付け・移植	樹種による												
	常緑樹の植付け・移植	樹種による												
	苗・種・球根の植付け	種類による												
	つたの植付け	種類による												

5-2 剪定・刈り込み

(1) 剪定

剪定は、樹木の見栄えを良くしたり、生育や開花などを促進または抑制するために、樹木の枝を伐る重要な作業です。ただし、時期を間違えた剪定や過度の剪定は、植物に大きなダメージを与えることがあります。十分に留意して剪定を行いましょう。



- 最初に、枯れ枝、折れ枝、病気の枝を切れます。
- 次に、樹形を乱す枝や生育上不要な枝(徒長枝、ふところ枝、胴ぶき枝、やご、さ逆さ枝、平行枝、車枝、かんぬき枝など)を剪定します。
- さらに、高く伸びすぎた枝や、道路や隣地に支障となっている枝を剪定します。

○剪定の時期

樹種	時期	内容
常緑樹	5～8月頃 9～10月頃	冬に剪定すると、寒さで樹木が弱ってしまいます。夏期は、樹形を乱す徒長枝などの除去を行います。
落葉樹	11～2月頃	葉が落ちる晩秋から芽吹き前の休眠期に行います。この時期は、枝のつき方が良く分かり、昆虫などもいないので安心です。
花を楽しむ樹木	開花後、花芽ができる前	剪定時に花芽を切らないように注意しましょう。

(2) 剪り込み

生垣や低木などの形や見栄えを整えるために、年に数回刈り込みを行いましょう。刈り込むことで、病虫害の予防にもつながります。

○刈り込みの時期

樹種や萌芽力によって、年1～3回程度行います。

回数	時期	樹種
年1回	6～7月	全般
年2回	5～6月、9～10月	イヌツゲ、カナメモチ、ヒイラギなど
年3回以上	適宜	萌芽力の著しく強い樹種、仕立物
芝生（2～6回）	5～10月	芝生

屋上緑化の場合

生育による樹木の大幅な加重の増加が予想されるため、定期的に剪定が必要です。また、セダム類は、大量の花がらが病害を発生しやすくなるので、花が咲く前に刈り込みます。

壁面緑化の場合

植栽したつる系の植物が違う場所に伸長すると景観が悪くなるだけでなく、機器類の故障や事故の原因にもなってしまうので、定期的に剪定しましょう。また、繁茂しそうると病虫害発生の原因となるので、間引きや1～3年に1回程度面全体を刈り込む必要があります。つる植物で壁面を覆う場合は、手作業で誘引が必要となります。

5-3 除草・清掃

(1) 除草

- ・雑草はできるだけこまめに行い、雑草の生えやすい時期には重点的に行います。一度増えてしまうと除草が困難になるので、早めに抜くように心がけてください。
- ・タマリュウなどの地被植物を植栽し、雑草の発生を防ぐことも有効です。

(2) 落ち葉の清掃

- ・近隣に迷惑をかけないよう、落ち葉は放置せずに定期的に清掃するようにしましょう。
- ・土の上に堆積した落ち葉は、土壤を肥えさせて残しておくと良いでしょう。
- ・雨どいや排水路などの清掃を定期的に行います。戸建住宅では、落ち葉が屋根の雨どいや排水路に詰まって、雨水があふれる場合があるので注意が必要です。
- ・屋上緑化やユニット・プランター型の壁面緑化では、建築物の排水路やドレンに詰まって、水が防水立ち上がりを超えて水漏れになる場合があるので注意が必要です。

(3) 枝・落ち葉処理

- ・自分で剪定して出た樹木の枝葉や落ち葉は、家庭ごみとして適切に処理してください。
- ・落ち葉や枝に生ごみを混ぜて、堆肥を作ることもできます。（豊田市では、生ごみ処理機器の購入費を補助する制度があります。（生ゴミ処理機器購入費補助金制度））

5-4 病害虫対策

樹木に病気や害虫が発生しないように、十分に注意しましょう。もし、被害が出た場合は、被害が小さいうちに早めに対処しましょう。

(1) 病害虫の防除

- ・病害虫の発生を防ぐには、樹木を健康で丈夫に育てることが何よりも大事です。
- ・日ごろから樹木の様子に気を配り、早期発見に努めます。
- ・多様な植物を植栽することで、害虫の天敵となる昆虫や野鳥が生息するようになります。
- ・通風や採光が不十分な場合、病害虫が発生しやすくなるので注意が必要です。
- ・剪定や枯死した植物の早めの除去などにより、農薬など薬剤散布以外の方法を優先して行います。
- ・病気に弱い樹種の場合は、防除のための薬剤散布を行います。

(2) 病害虫の駆除

- ・病害虫を発見した場合は、何よりも早目の対処が大事です。虫を直接取り除くか、病気や害虫がついている枝葉ごと除去してください。
- ・人や植物に被害のほとんどないものは、放置して虫がいなくなるのを待つのもよいでしょう。
- ・薬剤を使用する場合は、法令や使用方法を厳守して、毒性や臭いの弱い薬剤などの最小限の散布にとどめてください。また、周りの人への影響を考えて行ってください。

5-5 設備関係

(1) 特殊緑化の留意点

屋上や壁面緑化では特に定期的な点検補修が必要です。施工直後では排水不良や土壌の流出、水の飛散などが予想され、長期的には、防水不良や土壌の劣化などの問題が生じるため、定期的な土壌診断や灌水設備、排水ドレンなどの保守点検なども必要となります。これらは状況により、建築設備業者や管理業者を含めての対応が必要です。

灌水設備	自動灌水設備を設置した場合は、灌水パイプに破損や詰まり、フィルターや逆止弁の異常などの保守管理、季節毎の設定変更を適切に行う必要があります。点滴ホースによる灌水方式では、経年変化によりホースの老朽化や吐出孔の詰まりなどが起きることがあり、定期的な点検整備が重要となります。
壁面緑化補助資材	年月の経過とともに、登はん・下垂支持材の点検、修繕が必要となってきます。特に劣化による資材の落下、植物の落下は大変危険です。 ○点検箇所：本体、取り付け部、ネジ類 ○点検時期：通年、台風の後、落葉時期、梅雨後
建築物	屋上緑化やユニット・プランター型の壁面緑化などでは、建築物の排水路やドレン、防水層、防根層の点検を行うことが必要です。(スコップなどによる防水層・防根層の損傷に注意)特に落葉、泥、土壌などが排水路やドレンに詰まり、水が防水立ち上がりを越えて水漏れになる場合が多くあるため、定期的な除去清掃が必要です。
土壤	適切な管理に努めるとともに、必要に応じて土壌診断を行い、適切な処置を講じることが大切です。屋上緑化やユニット・プランター型の壁面緑化などの人工地盤は、基本的に土壌の入替えは必要ありませんが、強風による土壌の飛散目減りによる補充や、根詰まり等により将来的(実績が少ないため 10~20 年程度と予想)に表土の入替えが必要になります。

(2) 屋上緑化

屋上緑化を安易に導入した場合、植物が枯損するだけでなく、漏水など建築物側のトラブルにも繋がる恐れがあります。設計・施工の際には、以下の注意が必要となります。

①荷重制限

屋上緑化は、建築物の構造が緑化による荷重に十分耐えられる強度を有していることが第一条件です。荷重条件が厳しい場合が多いので、人工軽量土壌や軽量バックアップ材(発泡スチロールの嵩上げ材)を活用したり、芝生や低木など土壌厚が薄くても生育可能な植物を選ぶことにより軽量化を図ります。

一般的な屋上・バルコニーの積載荷重(地震力)	一般住宅・事務所 60kg/m ²	学校・百貨店 130kg/m ²
積載荷重を超えない		
種別	薄層緑化 セダム 芝生 地被	庭園型緑化 芝生・地被 低木 中高木
m ² 荷重 (人工軽量土壌+植物) ()は植物の平均重量	60kg以下 <一体型>	100~150kg (12.5kg/m ²) 200~300kg (30kg/m ²) 300~400kg (94~148kg/m ²)
厚(mm)	90 排水層	50~60 118 25 200~300 25~45 350~400 25~45

新設構造物では植栽荷重を考慮して設計

②排水構造

排水がうまくいかないと、雨水が溢れて居室側に浸入したり、屋上から土壌や雨水が流れ出してしまうこともあります。

屋上では水が下に染み込むことができないため、「排水層」と排水層に貯まった水が速やかに排水するよう「暗渠排水」を設けます。また、雨どいを通じて屋上や屋根からの雨水が植栽帯に流れ込まないようにします。

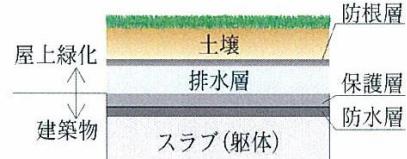


※都市型集中豪雨に備え排水口の増設、排水路の整備、オーバーフロー板の設置検討も必要

③耐根対策

建築物内部への水漏れ防止のために防水層が必要です。

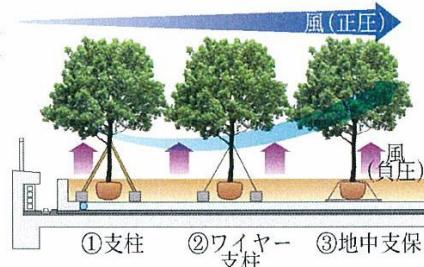
一方、植物の根の伸長は防水層を破断して漏水の原因となったり、コンクリート亀裂へ進入してコンクリートを破壊する恐れがあるため、防根層も設けます。特に大型のタケ類等は防根等に充分に行います。



④風対策

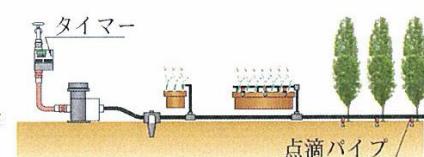
屋上は階層が高くなるほど風が強くなり、風の影響を受け易い中高木は支柱やワイヤーで固定する必要があります。土壌厚が充分に無い場合は、根鉢を地中で固定する地下式支柱や立ち上がり壁などにワイヤーで固定します。プランター型の緑化の場合は、容器と根鉢を固定します。また、風の強い場所では、風倒しやすい樹種をさける、風上側に生垣や防風ネットを設けて風を緩和する等工夫も必要です。

植栽土壤の乾燥を防ぐために、保水材を土壤に混入したり、マルチング材を施すと効果的です。マルチング材は土壤の飛散防止にも役立ちます。



⑤水遣り対策

屋上緑化は地下からの水分の補給ができず、日照や風の影響を大きく受け乾きやすいため、水やりを行う必要があります。水やりをタイマーでセットできる自動灌水装置や点滴・しみだしパイプ等では維持管理作業の省略・水の節約が可能となります。



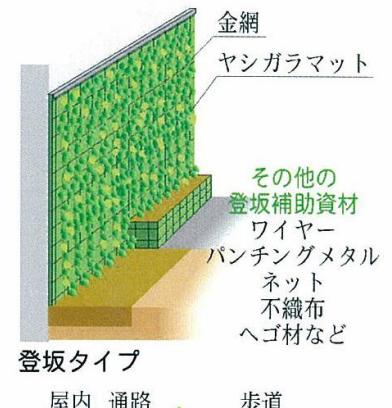
(3) 壁面緑化

壁面緑化は、設置する緑化施設の向きによる日照、灌水、風などの環境対策に留意する

必要があります。設計・施工の際には、以下の注意が必要となります。

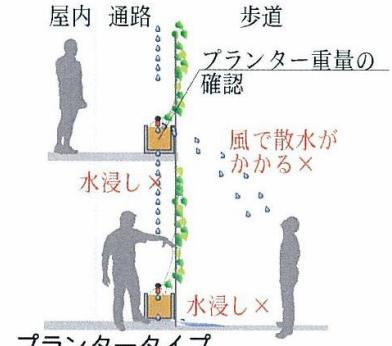
①荷重制限

外壁が軽量外壁材や強度を持たない壁面、壁に穴を開けたくない場合は、支持材を自立型の構造物（自立構造物）として、壁面から独立して設置する必要があります。また、プランタータイプやユニットタイプの場合、人工軽量土壌などを使用しても植物本体や生育のために必要な水を含んだ土の重量は相当な重さになるため、建築物の構造を確認し、壁の構造に合った設計を行うことが重要です。また耐根・防水処理が必要になることもあります。



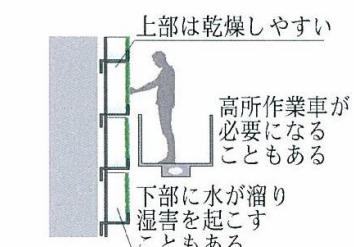
②風対策

ビル風など強風による枝や葉、プランターなど資材の落下、苗の陥落を防ぐために、不織布などで覆うなどの工夫や取り付け手法、強度を検討する必要があります。



③水やり・排水対策

壁面緑化は垂直面や斜面に緑化を施し水分が保ちにくいため、全体的に均一かつ安定した水やりが重要です。圧力調整機能を有している点滴パイプなどによる「散水」や、風などで散水が歩行者にかかる・余剰水で建築物を汚すことを防ぐために排水管や庇を設置する、排水層や水抜き穴を設けるなど「排水」を検討する必要があります。



④維持管理

植栽後の維持管理が容易に行えないので、狭くて作業できない、高所作業車（6～12m程度）やゴンドラが必要、道路交通を制限するなどがあります。地上などから維持管理できる位置だけに設置する、あらかじめ背面に通路を設置するなど、工法、高さ、設置場所、維持管理手法を検討する必要があります。また建物外壁の修繕時にはずさなくてない場合には、取り外しができるような構造にします。

⑤植物の特性

壁面緑化に用いる植物は、各壁面緑化工法に適したもの要用いる必要があります。

- 設置面の日射や風などを考慮した植栽種を選択する必要があります。
- 大きな実をつけるムベやキウイなどは落果による事故、果汁が多いブドウやアケビなどは衣服や周囲を汚す可能性があります。またこれらの実を食べにくる鳥の糞などの被害も予測されます。
- 季節感があり生育が早いナツヅタなどの落葉植物は、冬枯れや落ち葉などがあります（常緑植物でも冬前や新しい葉が更新する際に若干葉を落とします）。
- ナツヅタなどは20m程度まで登はんし（1年に1m程度）、ツル植物は補助材により誘引を行い5m程度の登はんとなります。
- フジなどは根が広範に伸びるため、植栽地が狭い場合は「根廻し」等の保護養生が必要です。

6 緑化に適した植物例

(1) シンボルツリーに適した植物例

シンボルツリーには、空間のシンボルとなるような高木を植栽します。常緑樹か落葉樹か、樹形、1本立ちか株立ちか、葉の形状、花・実の有無などによって樹木が配置された空間のイメージが大きく異なるので、自分の好みに応じて選ぶと良いでしょう。

樹 木	サクラ(落葉高木) 陽/7~10m/耐湿・寒	 おおむね丈夫である。生長はたいへん早いが比較的短命といえる。4月上旬、薄紅色から白のほのかに香る花を咲かせる。	ケヤキ(落葉高木) 陽/20~25m/耐風	 生長はやや早い。刈込に耐える。適度に潤い、肥えた土壌好み、移植は比較的簡単である。乾燥・大気汚染に弱い。緑陰樹に適し、樹齢が長い。
	トウカエデ(落葉高木) 陽/15m/耐風・寒・公害	 丈夫で生長が早い。萌芽力があり剪定・刈込に耐え、移植も比較的容易である。春には芽を出し、4~5月に開花、晩秋に紅・薄紅・黄色に紅葉する。	コブシ(落葉高木) 陽・陰/10~15m/耐寒	 3月に白色の花をつけ、8月に実をつける。生長はやや早い。移植はやや難しい。
	モミジ(落葉高木) 陽・陰/10~15m/耐乾	 4~5月に暗紅色の小花をつける。10~11月頃に紅葉する。刈込に耐える。移植はやや容易。	ハクモクレン(落葉高木) 陽・陰/10~15m/耐火・煙	 春先により香りとともに大型の白い花が咲く。移植は困難。
	ヤマボウシ(落葉高木) 陽・陰/3~8m/耐寒	 6~7月頃に緑色の花が20~30個集まって咲く。9~10月に紅葉する。移植は容易で、生長は早い。	ハナミズキ(落葉高木) 陽/5~12m/耐寒	 4~5月に黄緑色の花をつけ、花びらを包む葉が花のようになく、1ヶ月以上鑑賞できる。秋には果実が成熟し、紅葉で美しい。弱湿性。
	サルスベリ(落葉高木) 陽/3~7m/耐公害	 7月以降秋まで連続で淡紅色の花が咲く。秋は黄葉する。強健で、生長が早い。萌芽力が強く、深い刈込にも耐える。移植はやや容易。	タイサンボク(常緑高木) 陽/20m	 5~6月に枝の先に強い香りがある大型の白い花を咲かせる。寒さに弱い。湿り気のある土地を好む。剪定など手入れの必要はあまりない。
	ソヨゴ(常緑高木) 陽・陰/5~10m/耐乾・公害	 6月頃白い花を咲かせる。赤い果実をつける。葉は革質で光沢がある。根の張りが浅いため、風による倒木に注意。病虫害に強い。	シマトネリコ(半落葉高木) 陽/10~18m/耐暑	 5月頃、白い花を多数つける。羽状に小葉をつける。寒さにやや弱く、暑さに強い。生長が早く、刈込に強い。
	その他、アラカシ、モッコク、クスノキなど			

(2) 日なたの庭・建物周りに適した植物例

南側の庭など日なたの場所には、日あたりを好む樹木（陽樹）を植えるとよいでしょう。四季折々の花や実のなる種類など、様々な植物を植えることが可能です。

樹 木	アラカシ(常緑高木) 陰/10~15m/耐乾・煙・風・公害 	ムクゲ(落葉低木) 陽・陰/2~4m/耐湿・乾・公害 
	ヒラドツツジ(常緑低木) 陽・陰/1~2m/耐乾 	オオデマリ(落葉低木) 陽・陰/1~3m 
	ユキヤナギ(落葉低木) 陽・陰/1~1.5m/耐寒・煙 	5~6月に白い大玉状の花を咲かす。刈込、剪定に耐える。 移植は容易。陽地の方が花つきはよい。
	4月に白色の花を咲かす。性質が強い。移植は容易。土質を選ばずよく育つ。	

その他、シラカシ、コブシ、エゴノキ、モミジ類、ソヨゴ、アベリア、ジンチョウゲなど

(3) 日陰の庭・建物周りに適した植物例

北側の庭や高木や中木の陰など日陰の場所には、日陰でも育つ樹木（陰樹）を植えるとよいでしょう。樹木だけでなく低木や草木、地被類も組み合わせると、葉や花などがきれいな種類も多いので、日陰でも魅力的な空間にすることができます。

樹 木	クロガネモチ(常緑高木) 陽・陰/10~18m/耐湿・潮	 椎円型の樹形で繁密。5~6月頃、淡紫色の小花を多数つける。10~11月、赤い果実をつける。大木の移植も可能。	サンゴジュ(常緑高木) 陽・陰/10m/耐火・潮	 6月頃白花を群生。10月に緑~紅色に果実熟す。強健で成長はやや早い。刈込に耐える。葉大きくつやがあり枝葉は密生。
	ヒイラギモクセイ(常緑高木) 陰/6m/耐湿・乾・潮	 10月に芳香のある白い小花を多数つける。樹肌はコルク質のこぶ状。強健で生長が早い。葉は鋸葉が大きく尖る。刈込に耐える。	イヌツケ(常緑小高木) 陰/1.5~9m/耐寒・潮・煙	 5~6月に淡黄色の小花をつける。10~11月紫黒色に果実が熟す。生長は早い。土質を特に選ばない。刈込や強剪定に耐える。
	サザンカ(常緑中木) 陽・陰/12m/耐乾・潮	 10~12月にやや香氣のある大型の花をつける。やや寒さを嫌う。日陰でよく育つが日照が強くても耐える。刈込に耐える。	アオキ(常緑低木) 陰/2m/耐湿・煙・寒	 4月頃開花し、12~5月頃、椎円状の赤い実がなる。枝は若いうちは緑色。萌芽力が強く、生長も早い。虫害に強い。防火力が大きい。
	アセビ(常緑低木) 陽・陰/1.5~3m/耐寒	 4月に淡紅色の新芽、4~5月に白い花、9~10月に実をつける。有毒植物で葉を煎じ菜園の殺虫剤に使える。移植は容易。	ヒイラギナンテン(常緑低木) 陰/1.5~2m	 早春に黄色の花を総状につける。7月に球形の実をつけ、熟すと紫黒色になる。葉は鋸葉が尖っている。
	マンサク(落葉低木) 陰/5~10m/耐火・煙	 葉は菱状円形または広卵形。花は2~3月、濃黄色の花弁を枝いっぱいにつける。湿り気のある場所を好む。移植は容易。病虫害に強い。		

その他、ヤマモモ、ネズミモチ、モッコク、ヤブツバキ、ヒサカキ、ヒイラギなど

(4) 生垣に適した植物例

刈り込みに強く、外観が美しい、生長が早い、葉の密度が高い、手入れが比較的容易などの植物の特性のほか、植える場所や周辺の雰囲気に合うものを選定します。ただし樹種や仕立て方に応じた管理が必要です。

アベリア（半常緑低木） 陽・陰/1~2m/耐乾・湿・公害  <p>春～秋にかけて鐘形の小さい花を多数咲かせる。花の香りは非常に強い。刈込に強い。</p>	シャリンバイ（常緑低木） 陽/2m/耐乾・風・公害  <p>暖地の海岸に生育する。春に白い花をつけ、秋には紫色の実を付ける。</p>
ドウダンツツジ（落葉低木） 陽/1~3m/耐湿  <p>乾燥に弱い。紅葉が美しい。4～5月に白い花を咲かせる。生長がやや遅く、刈込に耐える。大株移植は難しい。</p>	プリペット（常緑中木） 陽/1~3m/  <p>小さな明るい緑色の葉が密生する。寒さ・乾燥にやや弱い。初夏に香りのある白い花を咲かせる。</p>
キンモクセイ（常緑中木） 陽・陰/3~6m/  <p>生長はやや遅い。病害虫、萌芽力ともに強い。10～11月に花が咲き、香りを放つ。刈込に強い。</p>	ウバメガシ（常緑中木） 陽/3~5m/耐乾・風・公害  <p>葉は小ぶりでかたく、濃い緑色。生長はやや遅い。刈込に非常に強い。</p>
マサキ（常緑中木） 陰/5~8m/耐乾・湿・公害  <p>葉は厚く、強いつやがある。刈込に強く、密生する。斑入りのものもある。</p>	コニファー類（針葉） 陽/0.1~40m/耐乾  <p>洋風の植物で、病害虫に強い。色彩、樹形など品種が豊富で、組み合わせ利用が可能である。管理は簡単といえる。</p>
マメツゲ（常緑低木） 陽/2.5~4m/耐乾・湿・風・公害  <p>小さく光沢のある葉が密生する。生長は極めて遅いが、長寿である。病害虫に強い。刈込む例が多い。</p>	ベニカナメモチ（常緑中木） 陽/5m/  <p>春～初夏の赤い新葉が目を引く。生長はやや早い。病害虫にも強い。和・洋とも合う。</p>
ネズミモチ（常緑中木） 陽・陰/3~4m/耐湿・風  <p>初夏に白色の花がたくさん付く。秋に紫黒色の小さな果実を付ける。</p>	シラカシ（常緑高木） 陽・陰/20m/耐乾・暑・風・雪  <p>明るく緑色の葉をしている。生長が早く、高い生垣となる。病害虫、潮風に強い。刈込に耐える。秋にはドングリが付く。</p>

(5) 屋上緑化に適した植物

屋上緑化は強風や乾燥・高温などの環境条件があり、屋上緑化の環境に適する(耐乾性、耐風性、耐暑性等)植物を採用すれば、安定した生育が得られます。また、剪定頻度が少ない生長の遅い植物や病虫害に強い植物とすることで、維持管理の負担を軽減できます。地被類は、雑草の繁茂や土壤の飛散を抑える効果があるものもあります。

樹木	モッコク（常緑高中木） 陽・陰/6~15m/耐湿・公害  初夏に白い花をつけ、秋に1cmほどの実を付ける。生長は遅いが、剪定に耐える。病虫害に強い。	ハナミズキ（落葉高木） 陽/3~4m/耐湿・公害  秋に紅葉し、春に白またはピンクの花をつける。日向、肥えた土壠を好み、夏の乾燥・剪定は苦手。
	ヤマモモ（常緑高木） 陽/～10m/耐乾・湿・風  土壌を選ばず、生長は遅いが刈込に耐える。病虫害に強い。実は食べられる。	ハナズオウ（落葉中木） 陽/2~3m/耐乾・湿  紅紫色の小花を多くつける。寒さや虫には強いが、潮害には弱い。1本ずつ植えるのに向いている。
	カイズカイブキ（コニファー） 陽/8~10m/耐乾・風・公害  日向を好み、生長は遅いが萌芽力がある。樹形は様々。病虫害・乾燥に強い。剪定に強い。	ライラック（落葉中木） 陽/3~4m/耐寒  土質を選ばず、剪定に耐える。暖かいところでは生長が良くない。花は強い香りを放つ。
	ピョウヤナギ（半落葉小低木） 陽・陰/0.5~1.5m/耐寒  寒冷地では半落葉となる。生長は早く、刈込に耐える。初夏に黄色い花をつける。	コデマリ（落葉低木） 陽/1~2m/耐寒・暑  日向を好み、水はけのよい土でよく生長する。刈込に耐える。春に白い花を多くつくる。
	ローズマリー（常緑低木） 薄層緑化可 陽/～2m/耐寒・乾  ハーブで、生育が盛んである。湿気に弱く、立性とほふく性がある。料理等に利用できる。	ラベンダー（常緑低木） 薄層緑化可 陽/0.6~1m/耐寒・乾  ハーブであり、ヨーロッパ原産。品種が多い。春に紫などの花をつける。高温多湿に弱い。生育は良い。
	フッキソウ（下木常緑） 陽・陰/0.2~0.3m/耐湿・乾・暑・風・雪  茎は地面を這い、先が立ち上がる。多数の葉がらせん状につく。花は春に咲く。よく茂る。	ジンチョウゲ（常緑低木） 陽・陰/1~1.5m/耐寒  春に香りの強い花。生長はやや遅い。刈込に耐える。根付が悪く、大株の移植は困難である。暑さに弱い。

低木・下木	フィリフェラオーレア(コニファー) 陽/0.2~5m/耐寒・暑・風  日本原産。黄金色の枝垂れた葉を持つ。冬には褐色になる。刈込に耐え、地被としての利用が多い。	ヤブコウジ(下木常緑) 薄層緑化可 陰/～0.1m/耐湿・暑・風・雪  耐陰性があり秋から冬にかけて見られる赤い葉が美しい品種。
	ハイビアクシン(コニファー) 陽/0.1~0.5m/耐暑・風・雪  日本原産。ほふく性の低木、地被植物によく使われる。乾燥に比較的強い。	オタフクナンテン(常緑低木) 薄層緑化 陽・陰/0.3~0.5m/耐乾  冬になると鮮やかな赤色に紅葉する。アクセントとなり、和・洋どちらにも合う。
草花	フイリヤプラン(常緑多年草) 薄層緑化可 陽・陰/0.5m前後/耐乾・暑・雪  日本原産。寒さに強く斑入りの細い葉が特徴。花はぶどうの房のように連なって咲く。	ツワブキ(常緑多年草) 陰/0.5m前後/耐乾・暑  初夏に黄色い花をつける。日陰でも育つ。石組みや木の根元などに好まれる。
	ヒメイワダレソウ(常緑多年草) 薄層緑化 陽・陰/～0.1m/耐乾・暑・寒・風・雪  初夏に黄色い花をつける。日向を好む。生長が早く、雑草の抑制や早期緑化に効果的といえる。	ヒマラヤユキノシタ(常緑多年草) 薄層緑化 陽・陰/0.1~0.6m/耐乾・暑・風・雪  春に小さな花をつける。環境に対応でき、丈夫であるが、肥えた土壌と日向を好む。
地被・セダム	シバザクラ(宿根常緑) 薄層緑化可 陽/～0.1m/耐乾・暑・寒・風・雪  春に小さな花をつける。丈夫だが、肥えた土壌と日向を好む。	マツバギク(宿根常緑) 薄層緑化可 陽/～0.1m/耐乾・暑・雪  3~9月に赤紫の花をつける。乾燥に強いが、多湿に弱い。寒さはやや苦手。生長が早い。

(6) 壁面緑化に適した植物

壁面緑化は強風や乾燥、垂直面という環境条件があります。壁面緑化では使用する工法によって植物の選定が異なり、ユニットタイプ以外は生長が早く、早く壁面緑化景観をつくり出すツル植物を使用します。

登はん・下垂 ユニット	ヘデラ(吸着登はん下垂常緑) 葉 陽・陰/0.5~1.5m/耐乾・暑・寒・雪  乾燥、暑さに強く、メンテナンスに手間がかかりにくい。生長が早く、下垂等にも向く。葉色も豊富。	ティカカズラ(巻つる常緑) 花 陽・陰/1m/耐寒・暑  初夏に無数の白い花をつける。生長が早く、上方向に伸びる。フェンスへの利用が多い。壁に付着させることもある。

	<p>ノウゼンカズラ（巻つる落葉） 花 陽/1m/耐寒・暑</p> <p>夏に大輪のオレンジの花をつける。病虫害は少ない。冬の定期的な剪定・誘引を行う必要がある。</p>	<p>ナツユキカズラ（巻つる落葉低木） 花 陽/耐乾・寒・暑・風</p> <p>生育がよく、夏から秋にかけて雪のような花をつける。つる性で7~10cm以上伸びる。開花時は甘い香りがする。</p>
登はん・下垂	<p>ツルニチニチソウ（つる常緑半低木） 陽・陰/0.1~0.5m/耐暑</p> <p>一年中、淡い青色～紫色または白色の花を1~2日咲かせる。葉は光沢があり、斑入りの種類もある。</p>	<p>クレマチス類（巻つる落葉） 陽/~0.1m/耐寒・暑</p> <p>品種が非常に多く、花の色も多種にわたる。移植に弱い。水はけが良い場所を好み、乾燥に弱い。</p>
	<p>トケイソウ（巻つる落葉） 陽/~0.1m/耐暑</p> <p>時計の文字盤を思わせる花が魅力。寒さにやや弱い。日当たりと水はけの良い場所を好む。</p>	<p>キウイ（巻つる落葉果樹） 陽・陰/2.5m/耐寒・暑</p> <p>雄雌を1株ずつ植え、誘引することによって、秋に多数の果実が収穫できる。マタタビ属のため猫に注意。</p>
登はん	<p>キツタ（吸着型登はん常緑） 葉 陽・陰/耐寒・暑</p> <p>乾燥、暑さに強く、メンテナンスに手間がかからない。生長が早く、下垂等にも向いている。葉色も豊富である。</p>	<p>ナツツタ（吸着型登はん落葉） 葉 陽/2.5m/耐寒・暑</p> <p>芽吹きから紅葉まで美しい。自力で壁面を登る。特別な管理は必要ない。フェンス利用は適さない。</p>
下垂	<p>ツルアジサイ（吸着型登はん落葉） やや陽/耐寒</p> <p>都会の乾燥と暑さを嫌う。湿潤な環境を好む。</p>	<p>ツルウメモドキ（落葉低木） 陽/1m/耐寒・暑</p> <p>山地に生える。秋にオレンジ色の実をつける。生花にも使われる。</p>
下垂・ユニット	<p>コトネアスター類(つる性常緑低木)実 陽・陰/耐乾・寒</p> <p>大木性でまっすぐ下に垂れる。冬に多数の赤い実をつける。病虫害が少ない。品種が多い。</p>	<p>コニファー類（ほふく常緑） 葉 陽/耐乾</p> <p>ほふく性がある。ブルーパシフィックという品種は早く生長し、下垂する。触ると少し痛い。病虫害が少ない。</p>

(7) 駐車場の緑化に適した植物例

排気ガス、暑さ、乾燥に強いなど駐車場の気象条件、利用頻度、管理条件を踏まえ選定します。緑陰樹は樹液・葉・実・虫等が落ちにくい樹種、芝生駐車場は耐暑性、耐寒性、耐干性、耐踏圧性などを考慮します。

後 方 部	ツツジ（常緑・落葉/低木・小高木） 陽/0.3~5m/耐暑・寒  4~5月に色鮮やかな赤や桃色、白い花を咲かせる。種類が多い。排ガスに強い。生長は遅い。	ハマヒサカキ（常緑低木） 陽/1.5~5m/耐乾  海岸林に多く、排ガスに強い。生長は遅い。葉が丸く分厚く、光沢がある。雄と雌で株が異なる。小さい花をつける。
緑 陰 樹	クスノキ（常緑高木） 陽/20m以上/耐湿  排ガスに強い。大きく生長する。初夏に落葉する。新緑が美しく、5月末頃には房状の花をつける。	ソヨゴ（常緑高木） 陽・陰/2~5m/耐乾  排ガス・刈込・病虫害に強い。生長は穏やかで、茂りすぎない。秋に赤い実をつける。
芝 生 駐 車 場	ノシバ（宿根落葉） 陽/0.1m以上/耐乾・暑・踏・陰  冬に葉が枯れるが、踏圧・刈込に強い。直線的に繁殖し、伸びが早い。	コウライシバ（宿根落葉） 陽/0.1m前後/耐乾・暑・踏・陰  耐陰性・耐湿性があり、踏圧に耐える。日向で生育する。公園やゴルフ場に適する。管理はやや必要となる。
タマリュウ（宿根常緑）	タマリュウ（宿根常緑） 陽・陰/～0.1m/耐乾・暑・風・雪  耐寒・耐暑で草丈が低く、密に被覆する。濃い緑色の線状葉をつける。日向や乾燥地では葉やけを起こす。	バミューダグラス（宿根落葉） 陽/0.2~0.5m/耐乾・暑・踏・陰  踏圧に強いが耐陰性に劣る。休眠期間は短く、葉はやわらかく濃い緑色で鮮やか。葉の密度は高い。

7 資料編

7-1 みどりのまちづくり推進事業補助金（改正：平成26年4月1日）

都心中心部（約196ha）の区域内において、新たに緑化を行う場合、緑化費用の一部を助成する制度。緑化地域制度の対象規模（500m²以上）の建築物のみならず、小規模な敷地の戸建て住宅や既存の建築物なども対象とします。

交付率	対象規模	交付限度額																				
<table border="1"> <tr> <td>個人申請</td><td>5/10</td></tr> <tr> <td>組織申請</td><td>6/10</td></tr> </table> ※プロムナードに接する敷地の場合 <table border="1"> <tr> <td>個人申請</td><td>8/10</td></tr> <tr> <td>組織申請</td><td>9/10</td></tr> </table> ※組織申請とは、所有者が異なる敷地が5つ以上連続し、かつその所有者のうちのひとりを組織の代表とした申請	個人申請	5/10	組織申請	6/10	個人申請	8/10	組織申請	9/10	【屋上、壁面、空地緑化】 緑化面積 10m ² 以上 ※プロムナードに接する敷地の場合 緑化面積 2m ² 以上	【屋上、壁面緑化】 <table border="1"> <tr> <td>個人申請</td><td>3万円/m²</td></tr> <tr> <td>組織申請</td><td>3万6千円/m²</td></tr> </table> 【空地緑化】 <table border="1"> <tr> <td>個人申請</td><td>1万5千円/m²</td></tr> <tr> <td>組織申請</td><td>1万8千円/m²</td></tr> </table> ※プロムナードに接する敷地の場合 【屋上、壁面、空地緑化】 <table border="1"> <tr> <td>個人申請</td><td>4万8千円/m²</td></tr> <tr> <td>組織申請</td><td>5万4千円/m²</td></tr> </table>	個人申請	3万円/m ²	組織申請	3万6千円/m ²	個人申請	1万5千円/m ²	組織申請	1万8千円/m ²	個人申請	4万8千円/m ²	組織申請	5万4千円/m ²
個人申請	5/10																					
組織申請	6/10																					
個人申請	8/10																					
組織申請	9/10																					
個人申請	3万円/m ²																					
組織申請	3万6千円/m ²																					
個人申請	1万5千円/m ²																					
組織申請	1万8千円/m ²																					
個人申請	4万8千円/m ²																					
組織申請	5万4千円/m ²																					
	【駐車場緑化】 緑化面積 50m ² 以上	<table border="1"> <tr> <td>個人申請</td><td>2万円/m²</td></tr> <tr> <td>組織申請</td><td>2万4千円/m²</td></tr> </table> ※プロムナードに接する敷地の場合 <table border="1"> <tr> <td>個人申請</td><td>3万2千円/m²</td></tr> <tr> <td>組織申請</td><td>3万6千円/m²</td></tr> </table>	個人申請	2万円/m ²	組織申請	2万4千円/m ²	個人申請	3万2千円/m ²	組織申請	3万6千円/m ²												
個人申請	2万円/m ²																					
組織申請	2万4千円/m ²																					
個人申請	3万2千円/m ²																					
組織申請	3万6千円/m ²																					
	【生垣設置】 5m 以上	<table border="1"> <tr> <td>個人申請</td><td>5千円/m²</td></tr> <tr> <td>組織申請</td><td>6千円/m²</td></tr> </table> ※プロムナードに接する敷地の場合 <table border="1"> <tr> <td>個人申請</td><td>8千円/m²</td></tr> <tr> <td>組織申請</td><td>9千円/m²</td></tr> </table>	個人申請	5千円/m ²	組織申請	6千円/m ²	個人申請	8千円/m ²	組織申請	9千円/m ²												
個人申請	5千円/m ²																					
組織申請	6千円/m ²																					
個人申請	8千円/m ²																					
組織申請	9千円/m ²																					

【注意事項】

- 補助金の交付は、予算の範囲内でかつ交付金の限度額以下となります。
- 優良な緑化の要件を満たす必要があります。
- 緑化地域制度の対象規模に該当する場合において、助成制度を活用する場合は、豊田市緑化推進条例で規定される緑化率等の最低限度を満足しないときは、助成の交付対象とならないため、注意が必要となります。詳しくは、豊田市公園緑地課にお問合せ下さい。

様式第1号（第4条関係）

緑化率等適合証明申請書

年　月　日

豊田市長 様

申請者 住所

氏名 印
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号

都市緑地法施行規則第25条

豊田市緑化推進条例第5条第5項

の規定による

豊田市緑化推進条例第6条第3項において準用する同条例第5条第5項

証明を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物の名称			
地名 地番			
建築物の用途			
用途地域			
敷地面積	m ²		
建ぺい率の緩和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物 <input type="checkbox"/> 市が指定する角地等		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	%	豊田市緑化推進条例の規定による緑化率等の最低限度	%
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築(都市計画決定告示の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合 : %)		
緑化施設等の面積	緑化施設	m ²	緑化率
	環境負荷低減施設	m ²	環境負荷低減率
工事着手予定年月日	年　月　日		
工事完了予定年月日	年　月　日		
担当者 (設計管理者)	住所 氏名 電話番号		

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

様式第2号（第4条、第5条、第10条関係）
 (表)
 緑化施設等概要書

1 種別 適合 適用除外 完了延期 完了

2 緑化施設等の面積
 (都市緑地法施行規則第9条関連)

面積の算出項目		面積 (m ²)
地上緑化	樹木の面積	①樹冠の水平投影面積
		②みなし樹冠の水平投影面積
		③一定の条件に該当する植栽基盤の水平投影面積
		④芝その他の地被植物の水平投影面積
		⑤花壇その他これらに類するものの水平投影面積
		⑥水流、池その他これらに類するものの水平投影面積
		⑦園路、土留その他の施設の水平投影面積 (A)
		⑧地上における緑化施設の面積 (①～⑦の計)
屋上緑化		⑨屋上における①～⑥の面積の計
		⑩屋上における⑦の面積 (B)
		⑪屋上における緑化施設の面積 (⑨ + ⑩)
	⑫壁面における緑化施設の面積	
	緑化施設の面積 (⑧ + ⑪ + ⑫) (C)	

(豊田市緑化推進規則第13条関連) ※該当する場合のみ記入してください。

面積の算出項目		面積 (m ²)
環境負荷低減施設	⑬太陽光発電設備の面積 (太陽電池パネルの設置面積)	
	⑭その他市長が認めた施設の面積	
	環境負荷低減施設の面積 (⑬ + ⑭) (D)	

(裏)

3 緑化施設の面積に占める園路、土留等の面積の割合

$$\frac{\text{園路、土留等の面積 } [(A) + (B)] \text{ m}^2}{\text{緑化施設の面積 } (C) \text{ m}^2} \times 100 = \%$$

4 緑化率

$$\frac{\text{緑化施設の面積 } (C) \text{ m}^2}{\text{敷地面積} \text{ m}^2} \times 100 = \%$$

5 環境負荷低減率 ※該当する場合のみ記入してください。

$$\frac{\text{環境負荷低減施設の面積 } (D) \text{ m}^2}{\text{敷地面積} \text{ m}^2} \times 100 = \%$$

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

様式第3号（第4条関係）

緑化率等適合証明通知書

年　月　日

様

豊田市長

印

年　月　日付で申請のありました建築物の

緑化率
緑化率等

については、

都市緑地法施行規則第25条

豊田市緑化推進条例第5条第5項

の規定により、

豊田市緑化推進条例第6条第3項において準用する同条例第5条第5項

都市緑地法第35条

都市緑地法第36条

次のとおり 同条例第5条 の規定に適合していることを証明します。

同条例第6条

建 築 物 の 名 称				
地 名 地 番				
敷 地 面 積	m ²			
都市緑地法の規定による 緑化率の最低限度	%	豊田市緑化推進条例の規定に による緑化率等の最低限度	%	
緑化施設等の面積	緑 化 施 設	m ²	緑 化 率	%
	環境負荷低減施設	m ²	環境負荷低減率	%

様式第4号（第5条関係）

緑化率等規制適用除外許可申請書

年　月　日

豊田市長 様

申請者 住所

氏名

印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

都市緑地法第35条第3項第 号

の規定による適用除外の許可を受けたい

豊田市緑化推進条例第5条第4項第 号

ので、次のとおり申請します。

建築物の名称			
地名 地番			
建築物の用途			
用途地域			
① 敷地面積	m ²		
建ぺい率の緩和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物 <input type="checkbox"/> 市が指定する角地等		
都市緑地法の規定による 緑化率の最低限度	%	豊田市緑化推進条例の規定によ る緑化率等の最低限度	%
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築(都市計画決定告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積 の合計の割合 : %)		
緑化施設等の面積	②緑化施設	m ²	緑化率
	環境負荷低減施設	m ²	環境負荷低減率
③用途により緑化が困 難な敷地の面積	m ²	④がけ地等の面積	m ²
⑤緑化が可能な敷地の 面積 (① - (③ + ④))	m ²	緑化が可能な敷地における 緑化率 (② / ⑤ × 100)	%
工事着手予定年月日	年　月　日		
工事完了予定年月日	年　月　日		
申請理由			
担当者 (設計管理者)	住所 氏名 電話番号		

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

様式第5号（第5条関係）

緑化率等規制適用除外許可通知書

年　月　日

様

豊田市長

印

年　月　日付けで申請のありました
では、　都市緑地法第35条第3項第　号
　　　　豊田市緑化推進条例第5条第4項第　号
したので通知します。

緑化率　　の規制の適用除外について
緑化率等

の規定により、次のとおり許可しま

建築物の名称				
地名地番				
敷地面積	m ²			
都市緑地法の規定による 緑化率の最低限度	%	豊田市緑化推進条例の規定によ る緑化率等の最低限度		%
緑化施設等の面積	緑化施設	m ²	緑化率	%
	環境負荷低減施設	m ²	環境負荷低減率	%
緑化が可能な敷地の面積	m ²	緑化が可能な敷地における 緑化率		%
許可条件				

様式第6号（第6条関係）

緑化施設工事完了延期認定通知書

様

年　月　日

豊田市長

印

年　月　日付けで申請のありました緑化施設の工事の完了の延期については、都市緑地法第43条第1項の規定により、次のとおり認定しましたので通知します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建 築 物 の 名 称	
地 名 地 番	
敷 地 面 積	m ²

2 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

整備する緑化施設の概要及び規模	
配 置	
種 別	
面 積	m ²

3 上記2のうち工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別、面積及び完了予定年月日

工事を完了することができない緑化施設の概要及び規模	
配 置	
種 別	
面 積	m ²
完 了 予 定 年 月 日	年　月　日

様式第7号（第7条関係）

申請取下届

年　月　日

豊田市長 様

届出者 住所

氏名

印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

申請を取り下げる所以、豊田市緑化推進規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

申請書の名称	<input type="checkbox"/> 緑化率等適合証明申請書 <input type="checkbox"/> 緑化率等規制適用除外許可申請書 <input type="checkbox"/> 緑化施設工事完了延期認定申請書
申請年月日	年　月　日
建築物の名称	
地名地番	
取下げの理由	
担当者 (設計管理者)	住所 氏名 電話番号

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

様式第8号（第8条関係）

申請書等記載事項変更届

年　月　日

豊田市長 様

届出者 住所

氏名

印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

申請書等に記載した項目を変更するので、豊田市緑化推進規則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

通知書交付年月日及び番号	年　月　日　第　　号			
建築物の名称				
地名地番				
敷地面積	m ²			
変更事項	変更前			
	変更後			
緑化施設の面積	変更前	m ²	変更後	m ²
緑化率	変更前	%	変更後	%
環境負荷低減施設の面積	変更前	m ²	変更後	m ²
環境負荷低減率	変更前	%	変更後	%
工事完了予定年月日	変更前	年　月　日	変更後	年　月　日
変更理由				
担当者 (設計管理者)	住所 氏名 電話番号			

様式第9号（第9条関係）

工事中止届

年　月　日

豊田市長 様

届出者 住所

氏名

(印)

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

工事を中止したので、豊田市緑化推進規則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

通知書交付年月日及び 番号	年　月　日　第　　号
建 築 物 の 名 称	
地　名　地　番	
中　止　の　理　由	
担　当　者 (設　計　管　理　者)	住所 氏名 電話番号

様式第10号（第10条関係）

緑化施設等工事完了届

年　月　日

豊田市長 様

届出者 住所

氏名

印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

緑化施設及び環境負荷低減施設に係る工事を完了したので、豊田市緑化推進条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

通知書交付年月日及び番号	年　月　日　第　　号		
建築物の名称			
地名地番			
敷地面積	m ²		
建ぺい率の緩和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物 <input type="checkbox"/> 市が指定する角地等		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	%	豊田市緑化推進条例の規定による緑化率等の最低限度	%
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築(都市計画決定告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合 : %)		
緑化施設等の面積	緑化施設	m ²	緑化率
	環境負荷低減施設	m ²	環境負荷低減率
工事着手年月日	年　月　日		
工事完了年月日	年　月　日		
担当者 (設計管理者)	住所 氏名 電話番号		

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

様式第11号（第10条関係）

緑化施設等工事完了確認証明通知書

年　月　日

様

豊田市長

印

年　月　日付けで届出のありました建築物の　　緑化率
緑化率等　については、

豊田市緑化推進条例第8条第2項

の規定により、

豊田市緑化推進条例第8条第3項において準用する同条第2項

都市緑地法第35条

都市緑地法第36条

次のとおり

同条例第5条

の規定に適合していることを確認しましたので、証明

同条例第6条

します。

通知書交付年月日及び番号	年　月　日　第　　号		
建　築　物　の　名　称			
地　名　地　番			
敷　地　面　積	m ²		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	%	豊田市緑化推進条例の規定による緑化率等の最低限度	%
緑化施設等の面積	緑　化　施　設	m ²	緑化率
	環境負荷低減施設	m ²	環境負荷低減率
工　事　完　了　年　月　日	年　月　日		

様式第12号（第11条関係）

(表)

		第 号
身分証明書		
	所属	
	職名	
	氏名	
上記の者は、	都市緑地法第38条第1項 豊田市緑化推進条例第11条第2項	の規定により立入検査を行う
職員であることを証明します。		
年 月 日		
豊田市長		印
有効期限		年 月 日

(裏)

都市緑地法（抜すい）

(報告及び立入検査)

第38条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

豊田市緑化推進条例（抜すい）

(報告及び立入検査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率等の最低限度に関する基準への適合又は緑化施設等の管理に関する事項に関し、必要な報告を求め、又は資料を提出させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、緑化施設等、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートル

7-5 緑化施設工事完了延期認定申請書様式【都市緑地法】

別記様式第二（第十条関係）

緑化施設工事完了延期認定申請書

年　月　日

豊田市長 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

印

都市緑地法第43条第1項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができないことについて認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

注1 申請者が法人である場合には、代表者の指名も併せて記載すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

既存の緑化施設の位置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	

3 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

整備する緑化施設の概要及び規模	
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	

4 上記3のうち工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、

種別、面積、当該工事を完了することができない理由及び完了予定年月日

工事を完了することができない緑化施設の概要及び規模	
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	
工事を完了することができない理由	
完了予定年月日	年　月　日

5 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記2と3を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
上記2と3を合計した緑化施設の面積から上記4の緑化施設の面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	

(注) 面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算すること。